

審査意見への対応を記載した書類（8月）

（目次）スポーツ健康学研究科 スポーツ健康学専攻（D）

1. <「スポーツ健康学」の定義が不明確>

本学における「スポーツ健康学」の定義が不明確であることから、「スポーツ健康学」というフレームの中で確立・実践を目指す「スポーツマネジメント理論」や、「スポーツ健康学」の構成要素として掲げている「ヘルスプロモーション」、「スポーツマネジメント」、「スポーツコーチング」の3領域との関係性を含めて明確に説明するとともに、その定義を踏まえて、本課程を新たに設ける意義・必要性について改めて説明すること。また、「スポーツ健康学」の定義の説明に当たっては、設置計画中の「スポーツ・健康」や『「スポーツ」と「健康」』等との用語の使い分けについても明らかにした上で、必要に応じて、用語の統一を図るなど、適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・ 1

2. <人材養成像と3つのポリシー、教育課程との整合性が不明確>

本課程における人材養成像と3つのポリシー、教育課程との整合性について、以下の点を明らかにした上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

- （1）本課程の人材養成像として掲げる「スポーツ健康学高度開発者」について、修士課程における人材養成像との違いが不明確であることから、それぞれの課程において養成する能力・素養の違いを明らかにした上で、より具体的に説明すること。また、本課程と修士課程の人材養成像の違いを踏まえて、本課程のディプロマ・ポリシーが適切に設定されているか併せて説明すること。
 - （2）本課程の人材養成の目的に「グローバル化に対応でき」ることが掲げられているが、ディプロマ・ポリシーに対応する記載が見受けられないため、適切に改めること。
 - （3）ディプロマ・ポリシーのDP4に『「スポーツ・健康」に関わる多様な実践的課題を解決し、マネジメントすることができる能力（技能）』が掲げられているが、「スポーツマネジメント」領域以外の2領域を選択する学生がDP4を達成できるか不明確である。このため、本課程の全学生がどのようにDP4を達成するのか明確に説明するか、必要に応じてDP4を改めること。
 - （4）アドミッション・ポリシーに掲げる入学時に求める資質・能力の中に、ディプロマ・ポリシーに掲げる修了時に求める資質・能力と同等の水準のものが含まれているように見受けられることから、その妥当性について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- （是正事項）・・ 8

3. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しを説明する根拠の一つとして、修士課程在学者及び社会人を対象に実施したアンケート調査結果を挙げているが、当該アンケート調査において、進学を想定する時期に係る設問があるにも関わらず、分析に活用されておらず、長期的かつ安定的に学生確保を行えるか懸念が残ることから、明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

4. <修了生に対する社会的需要が不明確>

博士後期課程修了後の進路として、「大学をはじめとする高等教育機関における研究者、国立のスポーツ科学センター（JISS）や栄養研究所等の研究者、自治体や財団あるいは民間産業・企業がスポーツ・健康に関わって管理・運営する種々の組織の研究者・職員等」を挙げ、「社会情勢を踏まえれば、本研究科・博士後期課程の修了後に予想される進路について、その人材需要が高まっていくことは明らかである」との記載があるが、本課程修了生に対する社会的需要が客観的データに基づいて示されていないため、社会的ニーズがあることを客観的根拠を用いて明確に説明すること。

（是正事項）・・ 15

5. <科目の目的や学修内容の妥当性が不明確>

「スポーツ健康学高度開発演習（実践研究／理論研究）」について、例えば、「実践に精通した博士号取得者の養成をねらい」とする一方で、実践研究によらず理論研究によることを認めているなど、科目の目的や学修内容の妥当性が不明確である。ディプロマ・ポリシーとの関係や必修科目として置く趣旨と併せて、同科目の目的を明確にした上で、学修内容の妥当性を改めて説明すること。

（是正事項）・・ 19

6. <社会人学生への配慮が不明確>

「リカレント教育の視点から、社会人に対しても積極的に門戸を広げたい」との記載があるが、社会人学生への教育課程上の配慮が不明確であるため、具体的に説明すること。

（是正事項）・・ 21

7. <研究指導体制が適切か不明確>

研究指導体制について、本課程では、学生1名につき「主指導教員1名、副指導教員1名」の体制としているが、博士後期課程においては「主指導教員1名、副指導教員2名」の体制が一般的と考えられるため、本課程における体制で研究指導の質を担保できることを説明すること。また、「スポーツ健康学高度開発演習（実践研究／理論研究）」において、いずれの領域を選択しても、「実践研究」又は「理論研究」を指導できる教員を配置しているか説明すること。

（是正事項）・・ 23

8. <研究倫理審査体制が不明確>

研究倫理についての教育に関する記載はあるが、学位論文の研究倫理審査についての体制等が不明確であることから、明確に説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

9. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

10. <教育・研究上必要な施設・設備が十分に整っているか不明確>

本課程の学生が利用する研究室（自習室）が、収容人数に対して狭隘（きょうあい）であり、また、教育研究設備についても、学部及び修士課程の学生との共用とされているため、本課程の学生の教育・研究に支障がないか疑義がある。このため、本課程の学生の教育・研究上支障のない研究室（自習室）及び教育研究設備が整備されている計画であることを明確に説明すること。

（是正事項）・・ 28

11. <博士後期課程の英訳名称> ※審査意見外の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

12. <アドミッション・ポリシーの内容> ※審査意見外の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

審査意見への対応を記載した書類（8月）

（是正事項） スポーツ健康学研究科 スポーツ健康学専攻（D）

1. <「スポーツ健康学」の定義が不明確>

本学における「スポーツ健康学」の定義が不明確であることから、「スポーツ健康学」というフレームの中で確立・実践を目指す「スポーツマネジメント理論」や、「スポーツ健康学」の構成要素として掲げている「ヘルスプロモーション」、「スポーツマネジメント」、「スポーツコーチング」の3領域との関係性を含めて明確に説明するとともに、その定義を踏まえて、本課程を新たに設ける意義・必要性について改めて説明すること。また、「スポーツ健康学」の定義の説明に当たっては、設置計画中の「スポーツ・健康」や『「スポーツ」と「健康」』等との用語の使い分けについても明らかにした上で、必要に応じて、用語の統一を図るなど、適切に改めること。

（対応）

審査意見の内容を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」において「スポーツ健康学」の定義を明らかにするとともに、本課程を新たに設ける意義・必要性に関する説明を加える。また、添付資料「法政大学大学院スポーツ健康学研究科 学問領域の構成概念図」にスポーツ健康学の学問領域を説明する概念図を追記する。あわせて用語の統一等を行う。

（新旧対照表） 設置の趣旨等を記載した書類（1～4ページ）

新	旧
<p>① 博士後期課程設置の趣旨及び必要性</p> <p><u>法政大学スポーツ健康学部の開設（2009（平成21）年度）、および大学院スポーツ健康学研究科・修士課程の開設（2016（平成28）年度）以来、その名称のとおり「スポーツ健康学」を追求すべき教育研究のテーマの1つとして掲げてきた。「スポーツ健康学」とは、「健康」を目標としたうえで「スポーツ」の側面から人間社会の充実と発展を為すための学的体系である。その「スポーツ健康学」において、本研究科では、「スポーツコーチング」「スポーツマネジメント」「ヘルスプロモーション」の3つの領域を研究すべき重要な柱としている。後述のように、「スポーツ」は人間との関係性から常に修正されなければならないものであり、人間がその修正力を獲得できるように導くためには、正しい「コーチング」の在り方（知識・技能・システム等）を開発（development）し続ける必要がある。また、スポーツに影響を与える社会的要因（政治、経済、産業等）を分析したうえでよりよいスポーツの在り方を「マネジメント」するための知識・技能・システム等も同様に開発し続ける必要がある。そして、「健康」とは著明な WHO の定義によれば、「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的に</u></p>	<p>① 博士後期課程設置の趣旨及び必要性</p>

も、すべてが満たされた状態にあること」(Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.)であり、それは前述の「スポーツコーチング」「スポーツマネジメント」を実行するための基盤であり、かつ目標でもある。

以上、3つの領域は、スポーツを軸とした個人と社会の健康を目指すうえでいずれも必要不可欠であり、かつ相互に影響し合うものである。したがって、「スポーツ健康学」ではそれらを総合的に捉えて研究開発していく。

次に、3つの領域を取り上げる意義・必要性について述べる。

健康 (Health) は、先述の WHO の定義にも示されているように、人々の日常の諸活動を支える基本であるが、疾病・傷害に対する予防や治療の問題だけではなく、「健康増進法」(2002 (平成 14) 年) が示すように、国民には生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに健康の増進に努める義務がある。そして、子どもの健全な発育発達に関わる問題、高齢化に伴う健康寿命と莫大な医療費の問題等々、改善のために取り組んでいかなければならない国家的な課題が山積している (ヘルスプロモーションの必要性)。

広義のスポーツ (Sport) は、古くから肉体的にも精神的にも人類の根源的な欲求を満たしてきた文化であり、今日では、日本においても「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」(スポーツ基本法・前文、2011 (平成 23) 年) であると明記されている。さらに、スポーツ基本法に基づいた第 2 期「スポーツ基本計画」が中長期的なスポーツ政策の基本方針として策定されたが (2017 (平成 29 年) からの 5 年計画)、そこでは「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととされ、まさに国を挙げての拡大路線を展開しつつある。

ただし、スポーツはその行い方や教育・指導の仕方を間違えれば生命に関わる重大な事故を引き起こしかねず、また健全な精神も育たないことは歴史が証明してきたところである。特に競技スポーツにあっては、勝利至上主義がもたらすドーピングや暴力・体罰等、人間の尊厳をないがしろにするような出来事が後を絶たない。使い古されてきた言葉ではあるが、“スポーツは毒にも薬にもなる”のである。古くはギリシャの哲人らが唱えたように、スポーツによって人間を善い方向へ導いて

広義のスポーツ (Sport) は、古くから肉体的にも精神的にも人類の根源的な欲求を満たしてきた文化であり、今日では、日本においても「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」(スポーツ基本法・前文、2011 (平成 23) 年) であると明記されている。さらに、スポーツ基本法に基づいた第 2 期「スポーツ基本計画」が中長期的なスポーツ政策の基本方針として策定されたが (2017 (平成 29 年) からの 5 年計画)、そこでは「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととされ、まさに国を挙げての拡大路線を展開しつつある。

ただし、スポーツはその行い方や教育・指導の仕方を間違えれば生命に関わる重大な事故を引き起こしかねず、また健全な精神も育たないことは歴史が証明してきたところである。特に競技スポーツにあっては、勝利至上主義がもたらすドーピングや暴力・体罰等、人間の尊厳をないがしろにするような出来事が後を絶たない。使い古されてきた言葉ではあるが、“スポーツは毒にも薬にもなる”のである。古くはギリシャの哲人らが唱えたように、スポーツによって人間を善い方向へ導いて

いくという価値志向が大切であり、近代においても、オリンピックを主導したピエール・ド・クーベルタン (P.F.de Coubertin : 1863年～1937年) や講道館柔道の創始者でありアジア初の国際オリンピック委員であった嘉納治五郎 (1860年～1938年) は“教育者 (educator)”であった。今日、そして将来においても、スポーツに関わるすべての人々が「スポーツを通しての人間性の向上」という課題を見失わずに歩いていく必要がある (スポーツコーチングの必要性)。

一方で、現代のスポーツは、オリンピック・パラリンピックやワールドカップに象徴されるように、グローバル化によってはや世界共通の産業 (Business) となっている。ヒト・モノ・カネ・情報が常に行き交う中で、スポーツを健全に管理し運営していくための理論とその実践が求められている。例えば1984年のロサンゼルス五輪以降、特にメガイベントを中心として、スポンサーの都合で試合時間を短くしたり、ルールを変えたり、重要な試合の開始時間を高額な放映権料を払ったテレビ局のある地域の時間帯に合わせたりするなどの変更が行われてきた。このように、ビジネス界の発想や提案によってスポーツが変貌を遂げる中、「スポーツ健康学」というフレームの中でスポーツの文化的価値を踏まえたスポーツマネジメント理論を確立し、実践しなければ、スポーツ文化とスポーツビジネスの間の距離は益々離れる一方である (スポーツマネジメントの必要性)。

以上のことから、人々が生涯におよんで豊かに暮らすためには、「スポーツ」と「健康」を不即不離の関係と捉える「スポーツ健康学」を進化させることが今日の重要な課題であるといえる。

このような社会的要請に応じ、その一助となることを目的として、2009 (平成 21) 年 4 月に法政大学スポーツ健康学部を開設した。教育課程とし

いくという価値志向が大切であり、近代においても、オリンピックを主導したピエール・ド・クーベルタン (P.F.de Coubertin : 1863年～1937年) や講道館柔道の創始者でありアジア初の国際オリンピック委員であった嘉納治五郎 (1860年～1938年) は“教育者 (educator)”であった。今日、そして将来においても、スポーツに関わるすべての人々が「スポーツを通しての人間性の向上」という課題を見失わずに歩いていく必要がある。

一方で、現代のスポーツは、オリンピック・パラリンピックやワールドカップに象徴されるように、グローバル化によってはや世界共通の産業 (Business) となっている。ヒト・モノ・カネ・情報が常に行き交う中で、スポーツを健全に管理し運営していくための理論とその実践が求められている。例えば1984年のロサンゼルス五輪以降、特にメガイベントを中心として、スポンサーの都合で試合時間を短くしたり、ルールを変えたり、重要な試合の開始時間を高額な放映権料を払ったテレビ局のある地域の時間帯に合わせたりするなどの変更が行われてきた。このように、ビジネス界の発想や提案によってスポーツが変貌を遂げる中、「スポーツ健康学」というフレームの中でスポーツの文化的価値を踏まえたスポーツマネジメント理論を確立し、実践しなければ、スポーツ文化とスポーツビジネスの間の距離は益々離れる一方である。

また、健康 (Health) は、言うまでもなく人々の日常の諸活動を支える基本であるが、疾病・傷害に対する予防や治療の問題だけではなく、「健康増進法」(2002 (平成 14) 年) が示すように、国民には生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに健康の増進に努める義務がある。そして、子どもの健全な発育発達に関わる問題、高齢化に伴う健康寿命と莫大な医療費の問題等々、改善のために取り組んでいかなければならない国家的な課題が山積している。

以上のことから、人々が生涯におよんで豊かに暮らすためには「スポーツと健康」に対する絶え間のない取り組みと研究が必要であり、また「スポーツと健康」を不即不離の関係と捉えて統合していくことが今日の重要な課題であるといえる。

このような社会的要請に応じ、その一助となることを目的として、2009 (平成 21) 年 4 月に法政大学スポーツ健康学部を開設した。教育課程とし

て、体育・スポーツの教育・指導に関する学的体系としての「スポーツコーチングコース」、スポーツ産業に関する学的体系としての「スポーツビジネスコース」、そして人々の健康に関する学的体系としての「ヘルスデザインコース」の3コースを設置し、それらを横断的に学ぶことのできる自由度の高いカリキュラム編成によって「スポーツ健康学」の基礎を修得する人材を育成してきた。

そして、2016（平成28）年4月に開設したスポーツ健康学研究科・修士課程では、学部において修得した知識・技能をより発展させ、高度で専門的な知識・技能を有する職業人の養成を目標としてきた。実際、本研究科の修士課程在学者は、個々の修士論文の完成を目指して日々の研究に取り組むことはもちろんながら、例えば世界と闘う日本代表選手たちをサポートするアスレティックトレーナー・ストレンクス&コンディショニングコーチのように、スポーツ現場や医療現場のフィールドに継続的に関わりながら知識と技能を高める者、あるいは保健体育科教員専修免許やスポーツメンタルトレーニング指導士の資格を取得する者など、学部時代よりも着実に一歩進んだ専門性を身に付けている。

しかしながら、修士課程において修得したそれらの専門性を客観的かつ科学的に捉え直し、時代と社会の激しい変化に応じた新たな「スポーツ健康学」を不断に創造していくためには、さらに高度なレベルから教育研究の理論と実践を開発することのできる、卓越した研究者の養成が求められる。すなわち、修士課程をさらに進化・発展させた博士後期課程の設置を必要とする。

すでに述べたように、現代において「スポーツ」と「健康」への関心と必要性はますます増大している。その状況に応じるように、全国において160以上の国公私立大学が「スポーツ系」の学部もしくは学科を有しており（2017（平成29）年度末時点）、今後もその数は増えると予測される。その中で、大学院研究科の設置状況に目を向けると、修士課程を有する大学は多いとはいえ、博士課程を有する大学はさらに少ない。例えば関東圏でみた場合、前出（注1）の調査結果（2018（平成30））ではスポーツ系を有する大学として49大学が挙げられているが、その中で、大学院修士課程（博士前期課程を含む）を有するのは17大学（34.7%）であり、博士課程を有するのは10大学（20.4%）にとどまっている。つまり、関東圏においてスポー

て、体育・スポーツの教育・指導に関する学的体系としての「スポーツコーチングコース」、スポーツ産業に関する学的体系としての「スポーツビジネスコース」、そして人々の健康に関する学的体系としての「ヘルスデザインコース」の3コースを設置し、それらを横断的に学ぶことのできる自由度の高いカリキュラム編成によって「スポーツ健康学」の基礎を修得する人材を育成してきた。

そして、2016（平成28）年4月に開設したスポーツ健康学研究科・修士課程では、学部において修得した知識・技能をより発展させ、高度で専門的な知識・技能を有する職業人の養成を目標としてきた。実際、本研究科の修士課程在学者は、個々の修士論文の完成を目指して日々の研究に取り組むことはもちろんながら、例えば世界と闘う日本代表選手たちをサポートするアスレティックトレーナー・ストレンクス&コンディショニングコーチのように、スポーツ現場や医療現場のフィールドに継続的に関わりながら知識と技能を高める者、あるいは保健体育科教員専修免許やスポーツメンタルトレーニング指導士の資格を取得する者など、学部時代よりも着実に一歩進んだ専門性を身に付けている。

しかしながら、修士課程において修得したそれらの専門性を客観的かつ科学的に捉え直し、時代と社会の激しい変化に応じた新たな「スポーツ健康学」を不断に創造していくためには、さらに高度なレベルから教育研究の理論と実践を開発することのできる、卓越した人材の養成が求められる。すなわち、修士課程をさらに進化・発展させた博士後期課程の設置を必要とする。

すでに述べたように、現代において「スポーツ」と「健康」への関心と必要性はますます増大している。その状況に応じるように、全国において160以上の国公私立大学が「スポーツ系」の学部もしくは学科を有しており（2017（平成29）年度末時点）、今後もその数は増えると予測される。その中で、大学院研究科の設置状況に目を向けると、修士課程を有する大学は多いとはいえ、博士課程を有する大学はさらに少ない。例えば関東圏でみた場合、前出（注1）の調査結果（2018（平成30））ではスポーツ系を有する大学として49大学が挙げられているが、その中で、大学院修士課程（博士前期課程を含む）を有するのは17大学（34.7%）であり、博士課程を有するのは10大学（20.4%）にとどまっている。つまり、関東圏においてスポー

ーツ系を有する大学への進学希望者が将来に博士課程を目指すとするれば、すでに約5分の1の大学数に限られていることになる。そして近年では、他領域との複合型や専攻内における新たなプログラムとしての博士課程の設置はみられるが、新規のスポーツ系の博士課程は増えていない。他方、関西圏をみた場合でも、比較的最近において複数の有力私立大学が博士課程を設置しているが、圏内全般をみればやはり少数にとどまっている。無論、博士課程の設置数だけが問題ではないが、国家的なレベルという視点からスポーツ健康学に対する研究力の底上げを目指すためには、博士課程において専門性を高める人々の数を増やし、相互に切磋琢磨しながら研究力の向上を図っていくことが必要であると考えられる。

また、現代のスポーツは一面、グローバリゼーションによって世界的規模で共有されているが、反面では、言語・宗教・人種等の違いによる国や地域の境界は消滅することなく存在しており、スポーツがそれらの対立を煽り深める場合もある。このような現実社会における複雑多様なスポーツの在り方を、文化・思想・政治・経済等々の観点から俯瞰的に洞察・分析し、柔軟に思考できる人材が今後ますます求められる。法政大学は、文部科学省による「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択されており（2014（平成26）年～）、グローバル人材の養成を目的とした様々な事業を展開しているが、スポーツ健康学部も複数の海外研修プログラムを単位化する等、開かれた学びの場を提供している。今後は大学院スポーツ健康学研究科もこれら学部のプログラムとの接続を図りながら開かれた学びの場を設定し、グローバリゼーションに十分に対応できる人材を養成していくことを課題とする。

さらに、本研究科の博士後期課程では、本研究科の修士課程を修了したストレート・マスターだけではなく、いわゆるリカレント教育の視点から、社会人に対しても積極的に門戸を広げたい。現在、小中高大の学校教員、各種スポーツ組織における実践者や指導者、自治体や研究所の職員、その他一般企業に勤務する社会人でスポーツ系の修士課程を修了した者は全国において相当数にのぼる。しかし、修士課程修了者が自らの知的関心にもとづく専門性の深化を求めて博士課程へ進学しようとする場合、先述のように博士課程の絶対数が不足しているため選択肢は少なく、実際の就学はそ

ーツ系を有する大学への進学希望者が将来に博士課程を目指すとするれば、すでに約5分の1の大学数に限られていることになる。そして近年では、他領域との複合型や専攻内における新たなプログラムとしての博士課程の設置はみられるが、新規のスポーツ系の博士課程は増えていない。他方、関西圏をみた場合でも、比較的最近において複数の有力私立大学が博士課程を設置しているが、圏内全般をみればやはり少数にとどまっている。無論、博士課程の設置数だけが問題ではないが、国家的なレベルという視点からスポーツ・健康に対する研究力の底上げを目指すためには、博士課程において専門性を高める人々の数を増やし、相互に切磋琢磨しながら研究力の向上を図っていくことが必要であると考えられる。

また、現代のスポーツは一面、グローバリゼーションによって世界的規模で共有されているが、反面では、言語・宗教・人種等の違いによる国や地域の境界は消滅することなく存在しており、スポーツがそれらの対立を煽り深める場合もある。このような現実社会における複雑多様なスポーツの在り方を、文化・思想・政治・経済等々の観点から俯瞰的に洞察・分析し、柔軟に思考できる人材が今後ますます求められる。法政大学は、文部科学省による「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択されており（2014（平成26）年～）、グローバル人材の養成を目的とした様々な事業を展開しているが、スポーツ健康学部も複数の海外研修プログラムを単位化する等、開かれた学びの場を提供している。今後は大学院スポーツ健康学研究科もこれら学部のプログラムとの接続を図りながら開かれた学びの場を設定し、グローバリゼーションに十分に対応できる人材を養成していくことを課題とする。

さらに、本研究科の博士後期課程では、本研究科の修士課程を修了したストレート・マスターだけではなく、いわゆるリカレント教育の視点から、社会人に対しても積極的に門戸を広げたい。現在、小中高大の学校教員、各種スポーツ組織における実践者や指導者、自治体や研究所の職員、その他一般企業に勤務する社会人でスポーツ系の修士課程を修了した者は全国において相当数にのぼる。しかし、修士課程修了者が自らの知的関心にもとづく専門性の深化を求めて博士課程へ進学しようとする場合、先述のように博士課程の絶対数が不足しているため選択肢は少なく、実際の就学はそ

う簡単ではない。本研究科の博士後期課程では、修士課程における「専門的職業人の養成」という理念をより発展させる形で、カリキュラムに実践的科目を組み込む等、社会人として獲得した知識・技能・経験も研究に活用できるように設計し、実践界と不即不離の関係にある研究も促進する。

以上に述べたことから、「スポーツ健康学」に関する社会的要請に応じるための開発支援機関として、高度な研究活動を展開することのできる博士後期課程の設置を必要とする。

② 人材養成の方針

ア 目的

本研究科の博士後期課程においては次の人材養成の目的を定める。

「スポーツ健康学に対する俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもってグローバル化に対応でき、最先端の理論と研究方法を駆使して高度で実践的な課題を解決できる研究力とマネジメント力を有し、豊かな人間性によるリーダーシップを発揮しつつ様々な領域の人材と協働できる研究者としてスポーツ健康学高度開発者の養成を目的とする。」

イ 学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

博士後期課程に3年以上在学し、所定単位数を取得のうえ、博士論文審査試験に合格した者に対して「博士（スポーツ健康学）」を授与する。修了時に下記の資質・能力を求める。

DP1. 「スポーツ健康学」に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもってグローバル化に対応できる能力（知識・思考・判断）

DP2. 「スポーツ健康学」に関わるプレゼンテーション能力とディスカッション能力（思考・判断・表現）

DP3. 「スポーツ健康学」に関わる最先端の理論と研究方法を駆使できる能力（知識・理解・技能）

DP4. 「スポーツ健康学」に関わる多様な実践的課題を解決し、新たな展開内容・方法を開發できる能力（技能）

DP5. 「スポーツ健康学」に関わる研究成果を積極的に社会に発信・還元できるとともに様々な領域の人と協働できる能力（関心・意欲・態度）

う簡単ではない。本研究科の博士後期課程では、修士課程における「専門的職業人の養成」という理念をより発展させる形で、カリキュラムに実践的科目を組み込む等、社会人として獲得した知識・技能・経験も研究に活用できるように設計し、実践界と不即不離の関係にある研究も促進する。

以上に述べたことから、「スポーツと健康」に関する社会的要請に応じるための開発支援機関として、高度な研究活動を展開することのできる博士後期課程の設置を必要とする。

② 人材養成の方針

ア 目的

本研究科の博士後期課程においては次の人材養成の目的を定める。

「スポーツ・健康に対する俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもってグローバル化に対応でき、最先端の理論と研究方法を駆使して高度で実践的な課題を解決できる研究力とマネジメント力を有し、豊かな人間性によるリーダーシップを発揮しつつ様々な領域の人材と協働できるスポーツ健康学高度開発者の養成を目的とする。」

イ 学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

博士後期課程に3年以上在学し、所定単位数を取得のうえ、博士論文審査試験に合格した者に対して「博士（スポーツ健康学）」を授与する。修了時に下記の資質・能力を求める。

DP1 ●「スポーツ・健康」に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力（思考・判断）

DP2 ●「スポーツ・健康」に関わるプレゼンテーション能力とディスカッション能力（思考・判断・表現）

DP3 ●「スポーツ・健康」に関わる最先端の理論と研究方法を駆使できる能力（知識・理解・技能）

DP4 ●「スポーツ・健康」に関わる多様な実践的課題を解決し、マネジメントすることができる能力（技能）

DP5 ●「スポーツ・健康」に関わる研究成果を積極的に社会に発信・還元できるとともに様々な領域の人と協働できる能力（関心・意欲・態度）

(新旧対照表)「設置の趣旨等を記載した書類」資料1 法政大学大学院スポーツ健康学研究科 学問領域の構成概念図

新	旧
※別添資料1 参照	※別添資料1 参照

2. <人材養成像と3つのポリシー、教育課程との整合性が不明確>

本課程における人材養成像と3つのポリシー、教育課程との整合性について、以下の点を明らかにした上で、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

- (1) 本課程の人材養成像として掲げる「スポーツ健康学高度開発者」について、修士課程における人材養成像との違いが不明確であることから、それぞれの課程において養成する能力・素養の違いを明らかにした上で、より具体的に説明すること。また、本課程と修士課程の人材養成像の違いを踏まえて、本課程のディプロマ・ポリシーが適切に設定されているか併せて説明すること。
- (2) 本課程の人材養成の目的に「グローバル化に対応でき」ることが掲げられているが、ディプロマ・ポリシーに対応する記載が見受けられないため、適切に改めること。
- (3) ディプロマ・ポリシーのDP4に『「スポーツ・健康」に関わる多様な実践的課題を解決し、マネジメントすることができる能力(技能)』が掲げられているが、「スポーツマネジメント」領域以外の2領域を選択する学生がDP4を達成できるか不明確である。このため、本課程の全学生がどのようにDP4を達成するのか明確に説明するか、必要に応じてDP4を改めること。
- (4) アドミッション・ポリシーに掲げる入学時に求める資質・能力の中に、ディプロマ・ポリシーに掲げる修了時に求める資質・能力と同等の水準のものが含まれているように見受けられることから、その妥当性について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) について

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」のうち博士後期課程における人材養成の目的、ディプロマ・ポリシーに関する記載内容を変更する。

本研究科・修士課程はスポーツ健康学の専門性を「ヘルス・プロモーション」、「スポーツ・コーチング」、「スポーツ・マネジメント」の3つの領域から捉え、それぞれに応じた「人々の生涯を通じた積極的な健康づくりを支援できる人材」、「競技スポーツや教育現場において高度な指導能力を発揮できる人材」、「スポーツに関わる組織や人の特性を知り、時代の要請に応じたより善いスポーツ社会の実現を可能とする人材」の養成を目標としている。これらの人材は、現代に求められるスポーツ・健康に関する知識・技能を、実社会において有効に発揮できる高度専門的職業人である。

一方、博士後期課程では、学問領域は修士課程と同じ3領域から構成され課程間の接続性を考慮しつつ、高度専門的職業人を支援・指導できる研究者として人材(スポーツ健康学高度開発者)を養成することを目標としている。修了時には、修士課程の修了者に求める知識・能力に加えて、俯瞰的な視野と柔軟な思考力、高度で実践的な課題を解決できる研究力とマネジメント力、リーダーシップと多様な領域の人材と協働できる能力等の資質・能力を求めている。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (4ページ)

新	旧
<p>② 人材養成の方針</p> <p>ア 目的</p> <p>本研究科の博士後期課程においては次の人材養成の目的を定める。</p> <p>「<u>スポーツ健康学</u>に対する俯瞰的な視野と柔軟</p>	<p>② 人材養成の方針</p> <p>ア 目的</p> <p>本研究科の博士後期課程においては次の人材養成の目的を定める。</p> <p>「<u>スポーツ・健康</u>に対する俯瞰的な視野と柔軟</p>

な思考力をもってグローバル化に対応でき、最先端の理論と研究方法を駆使して高度で実践的な課題を解決できる研究力とマネジメント力を有し、豊かな人間性によるリーダーシップを発揮しつつ様々な領域の人材と協働できる研究者としてスポーツ健康学高度開発者の養成を目的とする。」

イ 学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

博士後期課程に3年以上在学し、所定単位数を取得のうえ、博士論文審査試験に合格した者に対して「博士（スポーツ健康学）」を授与する。修了時に下記の資質・能力を求める。

- DP1. 「スポーツ健康学」に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもってグローバル化に対応できる能力（知識・思考・判断）
- DP2. 「スポーツ健康学」に関わるプレゼンテーション能力とディスカッション能力（思考・判断・表現）
- DP3. 「スポーツ健康学」に関わる最先端の理論と研究方法を駆使できる能力（知識・理解・技能）
- DP4. 「スポーツ健康学」に関わる多様な実践的課題を解決し、新たな展開内容・方法を開発できる能力（技能）
- DP5. 「スポーツ健康学」に関わる研究成果を積極的に社会に発信・還元できるとともに様々な領域の人と協働できる能力（関心・意欲・態度）

な思考力をもってグローバル化に対応でき、最先端の理論と研究方法を駆使して高度で実践的な課題を解決できる研究力とマネジメント力を有し、豊かな人間性によるリーダーシップを発揮しつつ様々な領域の人材と協働できるスポーツ健康学高度開発者の養成を目的とする。」

イ 学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

博士後期課程に3年以上在学し、所定単位数を取得のうえ、博士論文審査試験に合格した者に対して「博士（スポーツ健康学）」を授与する。修了時に下記の資質・能力を求める。

- DP1 ● 「スポーツ・健康」に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力（思考・判断）
- DP2 ● 「スポーツ・健康」に関わるプレゼンテーション能力とディスカッション能力（思考・判断・表現）
- DP3 ● 「スポーツ・健康」に関わる最先端の理論と研究方法を駆使できる能力（知識・理解・技能）
- DP4 ● 「スポーツ・健康」に関わる多様な実践的課題を解決し、マネジメントすることができる能力（技能）
- DP5 ● 「スポーツ・健康」に関わる研究成果を積極的に社会に発信・還元できるとともに様々な領域の人と協働できる能力（関心・意欲・態度）

(2) について

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、人材養成の目的と整合させるため、ディプロマ・ポリシー (DP1) にグローバル化に対応できる能力に関する内容を追加する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (4 ページ)

新	旧
<p>イ 学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)</p> <p>博士後期課程に3年以上在学し、所定単位数を取得のうえ、博士論文審査試験に合格した者に対して「博士 (スポーツ健康学)」を授与する。修了時に下記の資質・能力を求める。</p> <p>DP1. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもつてグローバル化に対応できる能力 (知識・思考・判断)</p> <p>DP2. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わるプレゼンテーション能力とディスカッション能力 (思考・判断・表現)</p> <p>DP3. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わる最先端の理論と研究方法を駆使できる能力 (知識・理解・技能)</p> <p>DP4. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わる多様な実践的課題を解決し、<u>新たな展開内容・方法を開発できる能力</u> (技能)</p> <p>DP5. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わる研究成果を積極的に社会に発信・還元できるとともに様々な領域の人と協働できる能力 (関心・意欲・態度)</p>	<p>イ 学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)</p> <p>博士後期課程に3年以上在学し、所定単位数を取得のうえ、博士論文審査試験に合格した者に対して「博士 (スポーツ健康学)」を授与する。修了時に下記の資質・能力を求める。</p> <p>DP1 ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力 (思考・判断)</p> <p>DP2 ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わるプレゼンテーション能力とディスカッション能力 (思考・判断・表現)</p> <p>DP3 ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わる最先端の理論と研究方法を駆使できる能力 (知識・理解・技能)</p> <p>DP4 ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わる多様な実践的課題を解決し、<u>マネジメントすることができる能力</u> (技能)</p> <p>DP5 ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わる研究成果を積極的に社会に発信・還元できるとともに様々な領域の人と協働できる能力 (関心・意欲・態度)</p>

(3) について

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、ディプロマ・ポリシーのそれぞれの項目は3領域の全ての学生に対して達成を求める内容であるという観点から、DP4 の記載の内容を変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (4 ページ)

新	旧
<p>DP4. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わる多様な実践的課題を解決し、<u>新たな展開内容・方法を開發できる能力</u> (技能)</p>	<p>DP4 ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わる多様な実践的課題を解決し、<u>マネジメントすることができる能力</u> (技能)</p>

(4) について
(対応)

審査意見の内容を踏まえ、アドミッション・ポリシーに掲げる入学時に求める資質・能力と、ディプロマ・ポリシーに掲げる修了時に求める資質・能力について、両者の水準を踏まえ記載の内容を変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (4ページ及び19ページ)

新	旧
<p>イ 学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)</p> <p>博士後期課程に3年以上在学し、所定単位数を取得のうえ、博士論文審査試験に合格した者に対して「博士 (スポーツ健康学)」を授与する。修了時に下記の資質・能力を求める。</p> <p>DP1. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力をもつて<u>グローバル化に対応できる能力</u> (知識・思考・判断)</p> <p>DP2. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わるプレゼンテーション能力とディスカッション能力 (思考・判断・表現)</p> <p>DP3. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わる最先端の理論と研究方法を駆使できる能力 (知識・理解・技能)</p> <p>DP4. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わる多様な実践的課題を解決し、<u>新たな展開内容・方法を開發できる能力</u> (技能)</p> <p>DP5. <u>「スポーツ健康学」</u>に関わる研究成果を積極的に社会に発信・還元できるとともに様々な領域の人と協働できる能力 (関心・意欲・態度)</p> <p>-----</p> <p>AP1. 豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。(知識・理解)</p> <p>AP2. 「スポーツ」と「健康」およびそれらを取りまく「社会環境」(<u>グローバル化を含む</u>)について体系的に理解している。(知識・理解)</p> <p>AP3. 自ら設定した課題について、適切な研究方法を用い、<u>論理的に説明することができる</u>。(思考・判断・表現)</p>	<p>イ 学生が修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)</p> <p>博士後期課程に3年以上在学し、所定単位数を取得のうえ、博士論文審査試験に合格した者に対して「博士 (スポーツ健康学)」を授与する。修了時に下記の資質・能力を求める。</p> <p>DP1. ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わる俯瞰的な視野と柔軟な思考力 (思考・判断)</p> <p>DP2. ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わるプレゼンテーション能力とディスカッション能力 (思考・判断・表現)</p> <p>DP3. ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わる最先端の理論と研究方法を駆使できる能力 (知識・理解・技能)</p> <p>DP4. ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わる多様な実践的課題を解決し、<u>マネジメントすることができる能力</u> (技能)</p> <p>DP5. ● <u>「スポーツ・健康」</u>に関わる研究成果を積極的に社会に発信・還元できるとともに様々な領域の人と協働できる能力 (関心・意欲・態度)</p> <p>-----</p> <p>AP1. ● <u>豊かな人間性と社会性を支える広い教養</u>を身につけている。(知識・理解)</p> <p>AP2. ● <u>「スポーツ」と「健康」</u>およびそれらを取りまく「社会環境」について体系的に理解している。(知識・理解)</p> <p>AP3. ● <u>高度で専門的な知識</u>を有している。(知識・理解)</p> <p>AP4. ● <u>自ら設定した課題について、適切な研究方法を用いて考察することができる</u>。(思考・判断・表現)</p>

<p><u>AP4.</u> 「スポーツと健康」に関わる多様な実践的課題へ目を向け、それらの解決に取り組むことができる。(関心・意欲・態度)</p> <p><u>AP5.</u> スポーツ健康学の探求を通して、社会に貢献する意欲がある。(関心・意欲・態度)</p>	<p><u>AP5</u> ●自ら設定した課題について、論理的に説明することができる。(思考・判断・表現)</p> <p><u>AP6</u> ●スポーツ健康学の知を探求し、社会に貢献する意欲がある。(関心・意欲・態度)</p> <p><u>AP7</u> ●スポーツと健康づくりに関わる各種の教育や事業を企画・立案、管理・運営、実践・指導、点検・評価することができる。 <u>(技能)</u></p>
--	---

3. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しを説明する根拠の一つとして、修士課程在学者及び社会人を対象に実施したアンケート調査結果を挙げているが、当該アンケート調査において、進学を想定する時期に係る設問があるにも関わらず、分析に活用されておらず、長期的かつ安定的に学生確保を行えるか懸念が残ることから、明確に説明すること。

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、進学希望時期に関する分析を行い、「学生確保の見通し等を記載した書類」にその内容を記載する。

「本研究科・修士課程在学者」、「他の組織・団体の所属者（社会人）」を対象としたアンケート調査結果に、2019（令和元）年12月に実施した「他のスポーツ系大学の修士課程在学者」を対象としたアンケート調査結果を加え、それらの進学希望時期に関する回答から、本研究科・博士後期課程への継続的な進学者が見込まれること、また、長期的かつ安定的に学生確保が可能と考える。

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類（6～7ページ）

新	旧
<p><u>c. 他のスポーツ系大学の修士課程在学者に対するアンケート調査</u></p> <p><u>2019（令和元）年12月に近隣地域にあるスポーツ系の他大学の修士課程に在学する者（当大学は博士課程は有していない）9名に対して、本研究科・博士後期課程への進学希望調査を実施した。</u></p> <p><u>その結果、「あなたは研究者になることに興味がありますか」という設問に対して、33.3%が「関心がある」と回答し、「あなたは法政大学スポーツ健康学研究科博士課程での博士号取得に魅力をとて感じますか」という設問に対しては11.1%が「あてはまる」と回答した。博士後期課程進学に興味を持つ理由については、「専門的知識をさらに高めたいから（33.3%）」、「さらに高度で先進的な研究に取り組みたいから（33.3%）」がやや目立つ回答であった。このことは、本研究科・修士課程在学者と同様、さらに研究を深めたいという意欲の表れであると捉えられる。本研究科・博士後期課程への進学希望を尋ねたところ、「条件が合えば進学してみたいと思う」が22.2%、「どちらともいえない」が同じく22.2%であった。そして、「条件が合えば進学してみたいと思う」と答えた者（2名）の進学希望理由は「働きながらも大丈夫であれば</u></p>	

<p>行きたい」、「学問領域と教員による」であり、また、「どちらともいえない」と答えた者（2名）の進学希望理由は「興味のある研究室があるか不明のため」、「条件が合えば考えてみたい」であった。これらのことから、学習環境、学問領域、教員の特性等が明確になれば進学の可能性はあると予想できる。</p> <p>【資料5】大学院博士課程に関するアンケート結果（他大学・修士課程在学者対象） ※別添資料2参照</p> <p>なお、以上の「a. 本研究科・修士課程在学者」「b. 他の組織・団体の所属者（社会人）」「c. 他のスポーツ系大学の修士課程在学者」に対するアンケート調査結果から、「Q6：博士課程への進学希望時期」についてまとめると表7のようになる。</p> <p>表7：博士課程への進学希望時期に対するアンケート調査 ※欄外参照</p> <p>このように、比較的少ない対象者の調査結果からも、本研究科・博士後期課程への継続的な進学者が見込まれる。繰り返しになるが、施設の充実、通学の利便性、遠隔授業の活用といった学習環境を整備すること、授業料・奨学金等に対するインセンティブを高めること、魅力ある教員組織づくり等々の努力を重ねることで、長期的かつ安定的に1学年4名の定員確保は可能であると思われる。</p>	
--	--

表7：博士課程への進学希望時期に対するアンケート調査

大学院博士課程への進学時期	回答	本研究科・博士後期課程へ進学したい
1. 1年以内の進学を考えている	本研究科（1名） 社会人（0名） 他大学（1名）	2名
2. 3年以内の進学を考えている	本研究科（4名） 社会人（2名） 他大学（1名）	4名
3. 5年以内の進学を考えている	本研究科（1名） 社会人（0名） 他大学（1名）	1名
4. 時期は未定だが、大学院博士課程への進学を考えている	本研究科（4名） 社会人（2名） 他大学（0名）	6名

※「本研究科・博士課程へ進学したい」の人数は、「進学してみたい」および「少し（条件が合えば）進学してみたい」の人数。

4. <修了生に対する社会的需要が不明確>

博士後期課程修了後の進路として、「大学をはじめとする高等教育機関における研究者、国立のスポーツ科学センター（JISS）や栄養研究所等の研究者、自治体や財団あるいは民間産業・企業がスポーツ・健康に関わって管理・運営する種々の組織の研究者・職員等」を挙げ、「社会情勢を踏まえれば、本研究科・博士後期課程の修了後に予想される進路について、その人材需要が高まっていくことは明らかである」との記載があるが、本課程修了生に対する社会的需要が客観的データに基づいて示されていないため、社会的ニーズがあることを客観的根拠を用いて明確に説明すること。

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、「学生確保の見通し等を記載した書類」に客観的データとともに社会的ニーズがあることに関する記載を追加する。

想定進路の1つである大学をはじめとする高等教育機関における研究者については、過去5年間のスポーツ系の学部・大学院研究科の開設状況（学部数等）及びそれに所属する専任教員数を用いて分析した。また、文部科学省学校基本調査（卒業後の状況調査）における博士課程の職業別就職者数（大学教員）と同産業別就職者数を、2010（平成22）年度と2020（令和元）年度を比較分析した。この結果、本研究科・博士後期課程の修了生に対する社会的需要は高まっていると考える。

(新旧対照表) 学生の確保の見通し等を記載した書類（11～13ページ）

新	旧
<p><u>イ 本研究科・博士後期課程修了後の想定進路に関する状況</u></p> <p><u>本研究科・博士後期課程修了者の進路については、「設置の趣旨等を記載した書類」に記載したとおり、大学をはじめとする高等教育機関における研究者、国立のスポーツ科学センター（JISS）や栄養研究所等の研究者、自治体や財団あるいは民間産業・企業がスポーツ・健康に関わって管理・運営する種々の組織の研究者・職員等に就くことが想定される。</u></p> <p><u>このうち、大学をはじめとする高等教育機関については、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間で、2019（令和元）年度を除き、毎年度、スポーツ系の学部・大学院研究科が開設されており、その数は合計20を超え、所属する専任教員も合計400人を超えている。</u></p> <p><u>そして、例えば国立研究開発法人・科学技術振興機構による研究者人材データベース（JRECIN）における募集をみても（募集期間が終了すればデータは消去されるために正確な数字は把握できない</u></p>	

ものの)、研究分野→複合領域→健康・スポーツ科学の大学教員の募集では、「博士の学位を有する者」、あるいは「博士の学位を有するか、もしくはそれと同等以上の研究業績を有する者」という条件が近年において目立っている。

また、その点を裏付けるように、文部科学省の「学校基本調査」によれば、「博士課程の『職業別』就職者数（大学教員）」の「保健」分野、「教育」分野における就職者数は表9に示すとおりである。

「保健」分野にはスポーツ医学、健康科学、リハビリテーション学、衛生学等、また、「教育」分野には体育学、スポーツ科学、コーチング学、スポーツ・システム等、本研究科で学修する内容が含まれており、2010（平成22）年度と2019（令和元）年度を比較すると、全分野からみた「保健」と「教育」の就職者数の割合は伸びていることがわかる。さらに、「保健」と「教育」の割合を合計すれば、2010（平成22）年度が37.6%、2019（令和元）年度は47.8%となり、約10年間で10%以上伸びていることがわかる。

表9：博士課程の「職業別」就職者数（大学教員） ※欄外参照

前記と同様、文部科学省の「学校基本調査」によれば、博士課程において「保健」および「教育」分野を専攻している「『産業別』就職者数」のうち、本研究科・博士後期課程修了者の就職先に概ね当てはまると想定される「教育・学習支援業」「医療・福祉」「学術・開発研究機関」「公務（国家・地方）」の4区分の2010（平成22）および2019（令和元）年度における就職者数は表10に示すとおりである。

2010（平成22）年度と2019（令和元）年度を比較すれば、これら4区分ともに就職者数には伸びがみられるが、特に「医療・福祉」、「教育・学習支援業」への就職率が伸びていることがわかる。さらに、2019（令和元）年度における各々の内訳をみれば、「医療・福祉」のうち「医療業、保健衛生」が98.9%、「教育・学習支援業」のうち「学校教育」が98.4%を占めている。後者は先にみたように保健

<p><u>／教育を専攻した博士課程修了者の「大学教員」への就職が上向きとなっていることと合致しており、前者は本研究科・博士後期課程でいう「ヘルスプロモーション」専攻者の就職の可能性が高まっていることを示唆している。</u></p> <p>表10：博士課程の「産業別」就職者数 ※欄外参照</p> <p><u>もちろん、以上のような状況が本研究科・博士後期課程修了者の就職を直ちに保証するものではないが、養成する人材に対する社会的な需要はますます大きくなると予想することができる。</u></p> <p><u>また、本学の附置研究所であるスポーツ研究センターでは、研究業績等に応じて任期付の専任研究員や客員所員として在籍する制度を有しており、ポストドクターとして一定期間の研究活動を継続することも可能である。なお、2020（令和2）年度は専任研究員（講師）1名、客員所員3名が在籍している。</u></p> <p>以上から、本研究科・博士後期課程で養成する人材に対する社会的、地域的な需要は大きく、修了生の進路の確保についても問題はないと考える。</p> <p>【資料8】スポーツ系の学部・研究科の開設状況（2016（平成28）～2020（令和2）年度） ※別添資料3参照</p>	<p>以上から、本研究科・博士後期課程で養成される人材に対する社会的、地域的な需要は大きく、修了生の進路の確保についても問題はないと考える。</p>
--	--

表9：博士課程の「職業別」就職者数（大学教員）

専攻分野	2010（平成22）年度	2019（令和元）年度
保健	748人 (33.5%)	992人 (42.1%)
教育	92人 (4.1%)	135人 (5.7%)
全分野	2,235人	2,358人

※文部科学省「学校基本調査」（卒業後の状況調査 大学院）より。

※全専攻分野は、人文科学、社会科学、理学、工学、農学、保健、家政、教育、芸術、その他の10に分かれている。

表 10 : 博士課程の「産業別」就職者数

専攻分野	2010 (平成 22) 年度	2019 (令和元) 年度
保健	教育・学習支援業 917 人／9,812 人 (9.3%)	教育・学習支援業 1,154 人／10,756 人 (10.7%)
	医療・福祉 2,238 人／9,812 人 (22.8%)	医療・福祉 2,974 人／10,756 人 (27.6%)
	学術研究, 専門・技術 サービス業 210 人／9,812 人 (2.1%)	学術研究, 専門・技術サ ービス業 239 人／10,756 人 (2.2%)
	公務 (国家・地方) 37 人／9,812 人 (0.4%)	公務 (国家・地方) 51 人／10,756 人 (0.5%)
	教育	教育・学習支援業 143 人／9,812 人 (1.5%)
	医療・福祉 10 人／9,812 人 (0.1%)	医療・福祉 9 人／10,756 人 (0.1%)
	学術研究, 専門・技術 サービス業 14 人／9,812 人 (0.1%)	学術研究, 専門・技術サ ービス業 17 人／10,756 人 (0.2%)
	公務 (国家・地方) 5 人／9,812 人 (0.0%)	公務 (国家・地方) 8 人／10,756 人 (0.1%)
全分野	全産業 9,812 人	全産業 10,756 人

※文部科学省「学校基本調査」(卒業後の状況調査 大学院)より。

※産業区分は、農業・林業～その他まで 20 に区分されている。

※全専攻分野は、人文科学、社会科学、理学、工学、農学、保健、家政、教育、芸術、その他の 10 に分かれている。

※パーセント表示の小数第 2 位以下は四捨五入。

5. <科目の目的や学修内容の妥当性が不明確>

「スポーツ健康学高度開発演習（実践研究／理論研究）」について、例えば、「実践に精通した博士号取得者の養成をねらい」とする一方で、実践研究によらず理論研究によることを認めているなど、科目の目的や学修内容の妥当性が不明確である。ディプロマ・ポリシーとの関係や必修科目として置く趣旨と併せて、同科目の目的を明確にした上で、学修内容の妥当性を改めて説明すること。

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」のうち、「スポーツ健康学高度開発演習（実践研究／理論研究）」の科目の目的や学修内容についてディプロマ・ポリシーとの関係を踏まえた記載の内容に変更する。

同科目は博士論文の作成のための基礎的な内容を含み、科目の目的はディプロマ・ポリシーのうち「実践的課題解決能力」、「研究成果の社会還元や他者との協働関係力」と深く関わることを踏まえ必修として位置づける。理論研究は、実践とは直ちに関わらない理論追究型の研究であるが、文献・情報等の網羅的なデータ収集や科学的な実験により将来において実践的な課題解決へと結びつく基礎的な位置づけとしての研究、あるいはすでに高レベルの実践的課題解決能力を有する者がその経験に裏打ちされた理論を構築するために行う研究である。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（8～9ページ）

新	旧
<p>ウ 演習科目</p> <p><u>演習科目「スポーツ健康学高度開発演習」は博士論文の作成プロセスにおける基礎的なトレーニングとしての位置づけであり、主たる目的は、①実践の世界に精通した博士号取得者の養成と、②自主的に選択する演習課題について複数教員によるコースワークを通して成果を追求していく点にある。①は「実践的課題解決能力」(DP4)、②は「研究成果の社会還元や他者との協働関係力」(DP5)と深く関わることを重視し、「必修」とする。</u></p> <p><u>①については、修士課程においてすでに「高度専門的職業人」としての力量を身に付け、そこでは何らかの形で実践と関わる者が多いことを前提としている。社会人学生であればすでに職業としてのフィールドを持っていることは言うまでもないが、博士課程のストレート学生であってもすでに保健体育科教員専修免許、アスレティックトレーナー、スポーツメンタルトレーニング指導士等の資格を有し、学校、地域スポーツ、競技スポーツ、あるいは医療等の現場に関わる者が実際に存在する。②については、研究指導だけではどうしても「タコツボ」的な指導になりがちであるため、定期的な成果発表会を開催し、関係領域あるいは</u></p>	<p>ウ 演習科目</p> <p><u>コースワークの柱となる演習科目「スポーツ健康学高度開発演習」は、実践の世界に精通した博士号取得者の養成を重視し、かつ博士課程修了後の職業進路に役立つ点も視野に入れている。実践に即して蓄積された経験・知見を整理・検討する研究という観点から、法政大学が目指す「自由を生き抜く実践知」に対応するものとして位置づけられており、自由課題を設定する。実施に当たってのコンセプトは、「実践研究」又は「理論研究」で構成することとする。</u></p>

<p><u>他領域の複数教員との積極的なディスカッションを通して視野を広げるとともに演習課題への理解を深めていく。</u></p> <p><u>なお、「カリキュラムの特色」で示すように、学生の立場や研究課題によっては必ずしも「実践研究」に固執せずに「理論研究」も可とする。</u></p>	
--	--

6. <社会人学生への配慮が不明確>

「リカレント教育の視点から、社会人に対しても積極的に門戸を広げたい」との記載があるが、社会人学生への教育課程上の配慮が不明確であるため、具体的に説明すること。

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」に社会人学生への配慮に関する内容を記載する。

研究指導においては、学生1人につき主指導教員1名、副指導教員1名をあてる。それぞれの研究指導教員が入学後に研究計画や授業科目の履修に関する指導を学生に個別に行う際に、学修環境に関するヒアリングを行う。学生が社会人である場合、研究指導科目(スポーツ健康学高度開発研究)等の指導場所・時期については、交通の便のよい市ヶ谷キャンパスの利用や遠隔授業、集中授業期間や休業期間も利用する等、個々の学修環境に応じて研究指導を行うように配慮する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(10ページ)

新	旧
<p>⑤ 教育課程の編成</p> <p>研究指導科目としての「スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ」は、1年次はⅠ及びⅡ、2年次はⅢ及びⅣ、3年次はⅤ及びⅥに配置し、それぞれ2単位で計12単位とする。担当する指導教員の指導助言のもと、学生による自主的・積極的な文献学的研究及び課題探求活動により新規性の高い研究分野を掘り下げていく。</p> <p>専門科目は講義科目として、ヘルスプロモーション領域はスポーツ健康学高度開発特論A、スポーツマネジメント領域はスポーツ健康学高度開発特論B、スポーツコーチング領域はスポーツ健康学高度開発特論Cを置き、それぞれ2単位とする。なお、専門科目は1～2年次に配置する。「スポーツ健康学高度開発演習」を進めるうえで基礎的な科目としての位置づけであることから博士後期課程1、2年次に履修することとする。また、講義内容については各教員の専門性を反映させるためにオムニバス方式での授業形態とする。</p> <p>演習科目は先述のように、学生の職歴や研究歴に鑑み、現況や研究内容に応じて実践研究又は理論研究を実施する。この科目はコースワークの柱となることから、各領域の複数の教員が博士論文作成計画とどのように関わる内容であるかを把握し、定期的に進捗状況について共同による指導体制を組む。専門科目と同様に、博士論文作成にむけての基礎づくりとなることから、1、2年次に履修することとし、2年次の終わりまでに、成果を他</p>	<p>⑤ 教育課程の編成</p> <p>研究指導科目としての「スポーツ健康学高度開発研究Ⅰ～Ⅵ」は、1年次はⅠ及びⅡ、2年次はⅢ及びⅣ、3年次はⅤ及びⅥに配置し、それぞれ2単位で計12単位とする。担当する指導教員の指導助言のもと、学生による自主的・積極的な文献学的研究及び課題探求活動により新規性の高い研究分野を掘り下げていく。</p> <p>専門科目は講義科目として、ヘルスプロモーション領域はスポーツ健康学高度開発特論A、スポーツマネジメント領域はスポーツ健康学高度開発特論B、スポーツコーチング領域はスポーツ健康学高度開発特論Cを置き、それぞれ2単位とする。なお、専門科目は1～2年次に配置する。「スポーツ健康学高度開発演習」を進めるうえで基礎的な科目としての位置づけであることから博士後期課程1、2年次に履修することとする。また、講義内容については各教員の専門性を反映させるためにオムニバス方式での授業形態とする。</p> <p>演習科目は先述のように、学生の職歴や研究歴に鑑み、現況や研究内容に応じて実践研究又は理論研究を実施する。この科目はコースワークの柱となることから、各領域の複数の教員が博士論文作成計画とどのように関わる内容であるかを把握し、定期的に進捗状況について共同による指導体制を組む。専門科目と同様に、博士論文作成にむけての基礎づくりとなることから、1、2年次に履修することとし、2年次の終わりまでに、成果を他</p>

<p>領域の教員・学生へも公表し、各領域の複数の教員によって評価を決定する。</p> <p><u>なお、本研究科の博士後期課程では社会人に対しても積極的に門戸を広げたい。社会人学生に対しても学修内容は同じであるが、研究指導科目(スポーツ健康学高度開発研究)等の指導場所・時期については、交通の便のよい市ヶ谷キャンパスの利用や遠隔授業、集中授業期間や休業期間も利用する等、学修環境に配慮し、フレキシブルな指導を行う。</u></p>	<p>領域の教員・学生へも公表し、各領域の複数の教員によって評価を決定する。</p>
---	--

7. <研究指導体制が適切か不明確>

研究指導体制について、本課程では、学生1名につき「主指導教員1名、副指導教員1名」の体制としているが、博士後期課程においては「主指導教員1名、副指導教員2名」の体制が一般的と考えられるため、本課程における体制で研究指導の質を担保できることを説明すること。また、「スポーツ健康学高度開発演習（実践研究／理論研究）」において、いずれの領域を選択しても、「実践研究」又は「理論研究」を指導できる教員を配置しているか説明すること。

(対応)

指導体制については、当初の計画のとおり学生1人につき主指導教員1名、副指導教員1名で行う。収容定員（12名）と指導教員（10名）の人数を踏まえ、副指導教員2名をあてることによる教員の負担面とその結果としての指導効果面を考慮したものである。また、外部に副指導教員を求められることも考えられるが、本研究科・博士後期課程が置かれる多摩キャンパスの立地環境上からも博士後期学生指導適任者の依頼は困難であり、依頼できたとしてもその指導は実質的に形骸化する傾向は否めないと考える。その分、1年次から学位論文提出までの間で複数回の研究発表会を設定し、関係領域の専任教員全員参加を原則とするコースワークとして議論し、研究の進捗状況を段階的にこまめにチェックすることで研究指導の質を担保することは可能であると考え。これに関する説明を「設置の趣旨等を記載した書類」に追加する。

「スポーツ健康学高度開発演習（実践研究／理論研究）」における教員の配置については、審査意見の内容を踏まえ、「実践研究」と「理論研究」のいずれを選択されても指導が可能な体制であることに関する説明を「設置の趣旨等を記載した書類」に追加する。博士後期課程の担当教員は高度専門的職業人養成を目的とする修士課程も担当し、実践への深い関わりを理解し研究指導を行い、これに関連する研究業績も有している。このように、いずれの教員も「実践研究」と「理論研究」の指導が可能である。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（11ページ及び15ページ）

新	旧
<p>③ 指導方法と修了までのスケジュール</p> <p>ア 指導体制</p> <p>学生1人につき主指導教員1名、副指導教員1名をあてる。授業科目の履修に関する指導を行うことはもちろん、1年次から学位論文提出までの間で複数回の段階的な研究発表会を設定し、関係領域の専任教員全員参加を原則とするコースワークとして公開形式で行い、研究の進捗状況をチェックする。これらを通してきめ細やかな研究指導を適切に行う。</p> <p>-----</p> <p>ウ 演習科目担当教員</p> <p>演習科目は、博士論文作成にむけての基礎づくりとして「自由課題（実践研究／理論研究）」を設定し、主指導教員を中心にヘルスプロモーション</p>	<p>③ 指導方法と修了までのスケジュール</p> <p>ア 指導体制</p> <p>学生1人につき主指導教員1名、副指導教員1名をあてる。授業科目の履修に関する指導を行うことはもちろん、1年次から学位論文提出までの間で複数回の段階的な研究発表会を設定し、関係領域の専任教員全員参加を原則とするコースワークとして公開形式で行い、研究の進捗状況をチェックする。</p> <p>-----</p> <p>ウ 演習科目担当教員</p> <p>演習科目は、博士論文作成にむけての基礎づくりとして「自由課題（実践研究／理論研究）」を設定し、主指導教員を中心にヘルスプロモーション</p>

<p>領域、スポーツマネジメント領域、スポーツコーチング領域における各領域教員の共同による指導体制を組むものである。演習科目として重視する「実践研究」は、そのフィールドには、国内外における各種医療機関（ヘルスプロモーション領域）、各種スポーツ企業・施設・イベント（スポーツマネジメント領域）、学校・教育関連機関・競技スポーツ組織（スポーツコーチング領域）等々があり、そこでの実践に即して蓄積された経験・知見（いわゆる実践知）を整理・検討する研究である。<u>本研究科の博士後期課程担当教員は修士課程担当でもあり、修士課程における高度専門的職業人養成の段階で多様ではあるが実践への深い関わりと理解を有しており、いずれの教員もシラバスに示すように「実践研究」に対する指導は可能である。また、「理論研究」は独自の文献調査や理論構築等を行う研究であるが、いずれの教員も同様に指導は可能である。</u></p>	<p>領域、スポーツマネジメント領域、スポーツコーチング領域における各領域教員の共同による指導体制を組むものである。演習科目として重視する「実践研究」は、そのフィールドには、国内外における各種医療機関（ヘルスプロモーション領域）、各種スポーツ企業・施設・イベント（スポーツマネジメント領域）、学校・教育関連機関・競技スポーツ組織（スポーツコーチング領域）等々があり、そこでの実践に即して蓄積された経験・知見（いわゆる実践知）を整理・検討する研究である。<u>また、「理論研究」は独自の文献調査や理論構築等を行う研究であるが、本研究科では「イ 専門科目」で述べたように、3つの学問領域に及んで専門教員を配置しているので、いずれを選択した場合でも研究テーマに対応できる。</u></p>
--	---

8. <研究倫理審査体制が不明確>

研究倫理についての教育に関する記載はあるが、学位論文の研究倫理審査についての体制等が不明確であることから、明確に説明すること。

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」に学位論文の研究倫理審査の体制等に関する内容を追加する。また、添付資料として「スポーツ健康学研究科研究倫理委員会要綱」を追加する。

学位論文の研究倫理の審査については、研究科長を委員長とする「スポーツ健康学研究科・研究倫理審査委員会」を設置し、「スポーツ健康学研究科研究倫理委員会要綱」に則って適切に対応している。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (17ページ)

新	旧
<p>⑤ 研究倫理体制</p> <p>本学は、研究者の行動と態度の倫理的規準として法政大学研究倫理規程を定めている。学術研究の公正性と透明性、それを踏まえた信頼性を確保すること目的として、法令遵守とともに、研究者倫理及び研究活動に関わる法令等の研修の受講等、研究者の責務について明示し、それらを遵守することを義務付けている。また、総長が委嘱する委員から構成される研究倫理委員会を設け、研究倫理に係る意識の高揚、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じること等をその職務としている。</p> <p>研究倫理教育に関する取組みについては、公的研究補助金等の運営・管理に関わる全ての教職員等を対象とした外部講師（監査法人）によるコンプライアンス研修（毎年1回）や専任教員等を対象とした e-learning を利用した研究倫理の理解度を深める教育を実施している。また、新任教員研修会（毎年度4月開催）においても、本学の研究支援制度やファカルティ・ディベロップメントの取組みとともに研究倫理に関する講演を行い理解を促している。</p> <p>本研究科においても、修士課程の授業科目「研究デザイン・フィロソフィー」で e-learning を利用した研究倫理についての講義を実施しており、さらに博士後期課程でも専門科目「スポーツ健康学高度開発特論」（必修）で各専門学問領域における具体的な事例を引きながら研究倫理に対する理解を深める。</p>	<p>⑤ 研究倫理体制</p> <p>本学は、研究者の行動と態度の倫理的規準として法政大学研究倫理規程を定めている。学術研究の公正性と透明性、それを踏まえた信頼性を確保すること目的として、法令遵守とともに、研究者倫理及び研究活動に関わる法令等の研修の受講等、研究者の責務について明示し、それらを遵守することを義務付けている。また、総長が委嘱する委員から構成される研究倫理委員会を設け、研究倫理に係る意識の高揚、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じること等をその職務としている。</p> <p>研究倫理教育に関する取組みについては、公的研究補助金等の運営・管理に関わる全ての教職員等を対象とした外部講師（監査法人）によるコンプライアンス研修（毎年1回）や専任教員等を対象とした e-learning を利用した研究倫理の理解度を深める教育を実施している。また、新任教員研修会（毎年度4月開催）においても、本学の研究支援制度やファカルティ・ディベロップメントの取組みとともに研究倫理に関する講演を行い理解を促している。</p> <p>本研究科においても、修士課程の授業科目「研究デザイン・フィロソフィー」で e-learning を利用した研究倫理についての講義を実施しており、さらに博士後期課程でも専門科目「スポーツ健康学高度開発特論」（必修）で各専門学問領域における具体的な事例を引きながら研究倫理に対する理解を深める。</p>

学位論文の研究倫理審査の体制等については、2016（平成28）年度より「スポーツ健康学研究科・研究倫理審査委員会」（委員長はスポーツ健康学研究科長）を設け、研究科教員および大学院生の研究倫理審査を実施している。実験・調査等の研究に着手する各段階において研究倫理審査を受け、最終的に学位論文にも当該審査の承認番号を付記するように指導している。この運用においては、「スポーツ健康学研究科研究倫理委員会要綱」に則って実施している。

【資料13】法政大学研究倫理規程及びスポーツ健康学研究科研究倫理委員会要綱 ※別添資料4参照

【資料13】法政大学研究倫理規程

9. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が比較的高齢に偏っていることから、教育研究の継続性を踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」に今後の教員採用計画に関する内容を追加する。

2023(令和5)年度末、2024(令和6)年度末にそれぞれ1名の専任教員が退職予定であり、その後任として本研究科・博士後期課程を担当可能な若手教員を採用する計画に関する内容を追加する。また、2021(令和3)年度から就任する若手教員を研究指導教員として補充する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(12~13ページ)

新	旧
<p>ウ 演習科目担当教員</p> <p><スポーツコーチング領域> 平野 裕一 教授 永木 耕介 教授 中澤 史 教授 林 容市 准教授 島本 好平 准教授</p> <p>③ 専任教員の年齢構成 専任教員の年齢構成は上記に示した通り、研究の実績や教育能力を考慮しつつも適切な年齢構成になるよう配慮している。また、本学の定年は65歳であり、定年延長により70歳まで専任教員として勤務可能となっている。配置している全ての専任教員が、完成年度の2023(令和5)年度末までに70歳を越えることはない。</p> <p>なお、上記の教員組織のうち、直近では2023(令和5)年度末に1名、2024(令和6)年度末に1名が退職予定であり、後任人事については博士後期課程を担当できる若手教員の採用を計画している。また、すでに2020(令和2)年度前期、上記の教員組織において最高齢の教員が存する「コーチング」領域に博士後期課程を担当可能である(他大学において過去に「研究指導補助」資格が認められ、現在も他大学の博士課程の外部審査員を務めている)若手教員を採用することを決定した。この教員は研究指導を担当する予定である。</p>	<p>ウ 演習科目担当教員</p> <p><スポーツコーチング領域> 平野 裕一 教授 永木 耕介 教授 中澤 史 教授 林 容市 准教授</p> <p>③ 専任教員の年齢構成 専任教員の年齢構成は上記に示した通り、研究の実績や教育能力を考慮しつつも適切な年齢構成になるよう配慮している。また、本学の定年は65歳であり、定年延長により70歳まで専任教員として勤務可能となっている。配置している全ての専任教員が、完成年度の2023(令和5)年度末までに70歳を越えることはない。</p>

10. <教育・研究上必要な施設・設備が十分に整っているか不明確>

本課程の学生が利用する研究室(自習室)が、収容人数に対して狭隘(きょうあい)であり、また、教育研究設備についても、学部及び修士課程の学生との共用とされているため、本課程の学生の教育・研究に支障がないか疑義がある。このため、本課程の学生の教育・研究上支障のない研究室(自習室)及び教育研究設備が整備されている計画であることを明確に説明すること。

(対応)

審査意見の内容を踏まえ、学生が利用する研究室(自習室)として使用する場所を拡大し、教育・研究上支障のない環境を確保する。また、その他教育研究設備についても、「設置の趣旨等を記載した書類」に学部及び修士課程の学生と共用しても教育・研究上支障がないことに関する内容を追加する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(17~18ページ)

新	旧
<p>② 校舎施設等の整備計画</p> <p>本研究科・博士後期課程は、その基礎となるスポーツ健康学部と修士課程で使用している現有施設(スポーツ健康学部棟)を供用する。博士後期課程の大学院生の研究室(自習室)は、修士課程のそれと隣接する場所に設置する。教育研究設備については、プロジェクター設置の各教室、生理学やバイオメカニクスに関する実験室、パソコン室、図書資料室、トレーニングルーム等が設置され、スポーツ健康学の教育研究を最適に実践できる環境が整備されている。博士後期課程においても、これらの設備を活用する。また、教員の研究室も現有施設に有している。</p> <p><u>大学院の研究室(自習室)は、スポーツ健康学部棟の6階のうち現在利用されていない共同研究室2室他、合計78.56㎡のスペースに設置する。また、本研究科・博士後期課程で使用する校舎を含め全てのキャンパスで無線LANを利用できる環境を整備している。</u></p> <p><u>実験室やトレーニングルームについては、現在の利用は運動生理学・スポーツバイオメカニクス・スポーツ医学関連領域の限られた指導者と学生が実験を目的として使用する状況である。博士後期課程でも同様に少数の関係者が使用することを想定している。これらから、施設・設備を学部と修士課程と共有することとしても教育研究の質を十分に維持できる。</u></p> <p>【資料14】研究室(自習室)見取り図 ※別添資料5参照</p>	<p>② 校舎施設等の整備計画</p> <p>本研究科・博士後期課程は、その基礎となるスポーツ健康学部と修士課程で使用している現有施設(スポーツ健康学部棟)を供用する。博士後期課程の大学院生の研究室(自習室)は、修士課程のそれと隣接する場所に設置する。教育研究設備については、プロジェクター設置の各教室、生理学やバイオメカニクスに関する実験室、パソコン室、図書資料室、トレーニングルーム等が設置され、スポーツ健康学の教育研究を最適に実践できる環境が整備されている。博士後期課程においても、これらの設備を活用する。また、教員の研究室も現有施設に有している。</p> <p>【資料14】研究室(自習室)見取り図</p>

③ 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は、市ヶ谷、多摩、小金井の各キャンパスに設置され、館長がその業務を統括し、副館長 2 名が館長を補佐している。図書館の管理・運営に関する審議機関として図書館運営会議を、研究・教育、学習支援に関する審議機関として図書館委員会を置いている。

図書資料・電子資料の整備（選定・収集）は、「法政大学図書館資料収集方針」（2001（平成 13）年 4 月制定）に基づき、全学図書館委員会の下にキャンパスごとに置かれる蔵書構築委員会が行っている。本研究科・博士後期課程が開設される多摩キャンパスの図書館には、館長又は副館長、経済学部、社会学部、現代福祉学部、スポーツ健康学部の図書館委員、各学科から選出された専任教員から構成される多摩蔵書構築委員会が置かれ、資料の整備を行っている。

本研究科・博士後期課程については、2009（平成 21）年のスポーツ健康学部開設以降、体育学、健康科学、機能解剖学、運動学、運動生理学、トレーニング理論、指導理論、スポーツマーケティング、スポーツ産業、スポーツ心理学等の関連図書・資料を整備しており、これらを含め、開設時には本課程に関する図書を 70,573 冊（うち外国書 18,588 冊）、学術雑誌を 14,683 種（うち外国書 2,604 種）準備する。これらは学部及び修士課程と共用するが、学問領域の接続性を有する分野の図書等を十分に準備しており、また、開設年度以降は経常経費において図書・研究資料を充実させていく計画であり、共有することによって教育研究に支障は生ずることはない。

なお、三館合計の図書所蔵数は約 1,707,000 冊、学術雑誌を主体にした定期刊行物は約 22,200 種類（内国書約 14,900 種類、外国書約 7,300 種類）、視聴覚資料の所蔵数は約 9,000 種類に及ぶ（2019（平成 31）年 4 月 1 日現在）。視聴覚資料については、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、ビデオテープ、DVD、CD-ROM が主なものとなっており、図書館以外にも学務部が語学関係等の AV 資料の収集を行っている。

③ 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は、市ヶ谷、多摩、小金井の各キャンパスに設置され、館長がその業務を統括し、副館長 2 名が館長を補佐している。図書館の管理・運営に関する審議機関として図書館運営会議を、研究・教育、学習支援に関する審議機関として図書館委員会を置いている。

図書資料・電子資料の整備（選定・収集）は、「法政大学図書館資料収集方針」（2001（平成 13）年 4 月制定）に基づき、全学図書館委員会の下にキャンパスごとに置かれる蔵書構築委員会が行っている。本研究科・博士後期課程が開設される多摩キャンパスの図書館には、館長又は副館長、経済学部、社会学部、現代福祉学部、スポーツ健康学部の図書館委員、各学科から選出された専任教員から構成される多摩蔵書構築委員会が置かれ、資料の整備を行っている。

本研究科・博士後期課程については、2009（平成 21）年のスポーツ健康学部開設以降、体育学、健康科学、機能解剖学、運動学、運動生理学、トレーニング理論、指導理論、スポーツマーケティング、スポーツ産業、スポーツ心理学等の関連図書・資料を整備しており、これらを共用するとともに、開設年度以降は経常経費において図書・研究資料を充実させていく計画である。

なお、三館合計の図書所蔵数は約 1,707,000 冊、学術雑誌を主体にした定期刊行物は約 22,200 種類（内国書約 14,900 種類、外国書約 7,300 種類）、視聴覚資料の所蔵数は約 9,000 種類に及ぶ（2019（平成 31）年 4 月 1 日現在）。視聴覚資料については、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、ビデオテープ、DVD、CD-ROM が主なものとなっており、図書館以外にも学務部が語学関係等の AV 資料の収集を行っている。

(審査意見外の対応) スポーツ健康学研究科 スポーツ健康学専攻 博士後期課程

(内容)

博士後期課程の英訳名称について、海外大学の事例も参考に記載内容を見直すこととし「基本計画書」、「設置の趣旨等を記載した書類」の内容を変更する。

(新旧対照表) 基本計画書 (1 ページ)

新	旧
※新設学部等の概要欄 (博士後期課程名) Doctoral Degree Program (Sports and Health Studies)	※新設学部等の概要 (博士後期課程) Doctor's Degree Program Sports and Health Studies

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (7 ページ)

新	旧
博士後期課程名 (英訳) : Doctoral Degree Program (Sports and Health Studies)	博士後期課程名 (英訳) : Doctor's Degree Program Sports and Health Studies

(内容)

アドミッション・ポリシーについて、ポリシーの性質や博士後期課程との接続性を有する修士課程のディプロマ・ポリシーの内容等を踏まえ内容を見直すこととし、「設置の趣旨等を記載した書類」の内容を変更する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (19ページ)

新	旧
<p>博士後期課程のアドミッション・ポリシー (受け入れ方針) として、以下の資質・能力を求める。</p> <p>AP1. 豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。(知識・理解)</p> <p>AP2. 「スポーツ」と「健康」およびそれらを取りまく「社会環境」<u>(グローバル化を含む)</u>について体系的に理解している。(知識・理解)</p> <p>AP3. 自ら設定した課題について、適切な研究方法を用い、<u>論理的に説明することができる</u>。(思考・判断・表現)</p> <p>AP4. <u>「スポーツと健康」に関わる多様な実践的課題へ目を向け、それらの解決に取り組むことができる</u>。(関心・意欲・態度)</p> <p>AP5. スポーツ健康学の探求<u>を通して</u>、社会に貢献する意欲がある。(関心・意欲・態度)</p>	<p>博士後期課程のアドミッション・ポリシー (受け入れ方針) として、以下の資質・能力を求める。</p> <p>AP1 ●豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。(知識・理解)</p> <p>AP2 ●「スポーツ」と「健康」およびそれらを取りまく「社会環境」について体系的に理解している。(知識・理解)</p> <p>AP3 ●<u>高度で専門的な知識を有している</u>。(知識・理解)</p> <p>AP4 ●<u>自ら設定した課題について、適切な研究方法を用いて考察することができる</u>。(思考・判断・表現)</p> <p>AP5 ●<u>自ら設定した課題について、論理的に説明することができる</u>。(思考・判断・表現)</p> <p>AP6 ●スポーツ健康学の知を探求し、社会に貢献する意欲がある。(関心・意欲・態度)</p> <p>AP7 ●<u>スポーツと健康づくりに関わる各種の教育や事業を企画・立案、管理・運営、実践・指導、点検・評価することができる</u>。(技能)</p>

スポーツ健康学研究科・博士後期課程

目的:高度専門的職業人を支援・指導できる研究者の養成

スポーツコーチング領域

スポーツパフォーマンスやスポーツ教育を高度に向上させる者を支援するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域

スポーツマネジメント領域

スポーツに関わる社会的要因を分析してスポーツを高度にマネジメントできる者を支援するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域

ヘルスプロモーション領域

健康の維持・増進等を科学的に解明して、生涯を通じた健康づくりを高度に促進できる者を支援するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域

スポーツ健康学研究科・修士課程

目的:高度専門的職業人の養成

スポーツコーチング領域

スポーツのパフォーマンスを科学的に向上させ、また、学校体育をはじめとするスポーツ教育を高度化するための学問領域

スポーツマネジメント領域

スポーツに関わる産業、政策、消費者行動、ジャーナリズム、メディア等の社会的要因を分析し、スポーツを高度にマネジメントするための学問領域

ヘルスプロモーション領域

発育・発達・老化や傷害・疾病予防等を科学的に解明し、生涯を通じた健康づくりを高度に促進するための学問領域

スポーツ健康学部

スポーツコーチングコース

スポーツビジネスコース

ヘルスデザインコース

人々の積極的な健康づくりの支援

健康とは「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが良好な状態にある」(WHOの定義) ことであり、生涯を通じた積極的な健康づくりを学究する。

スポーツ健康学領域は、これらに関する教育・研究を、総合的に展開する学問領域である。

スポーツにおけるよりよい指導法の確立

スポーツを科学的に解明し、スポーツのパフォーマンスを向上させ、また、よりよいスポーツ教育を行うための知識・技能・システムを学究する。

スポーツにおけるよりよいマネジメントの確立

スポーツに影響を与える社会的要因(政治、経済、産業等)を科学的に分析し、たうえでよりよいスポーツの在り方を「マネジメント」するための知識・技能・システムを学究する。

スポーツ健康学研究科・博士後期課程

スポーツコーチング領域

スポーツパフォーマンスやスポーツ教育を高度に向上させる者を支援するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域

スポーツマネジメント領域

スポーツに関わる社会的要因を分析してスポーツを高度にマネジメントできる者を支援するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域

目的:高度専門的職業人を支援・指導できる研究者の養成

ヘルスプロモーション領域

健康の維持・増進等を科学的に解明して、生涯を通じた健康づくりを高度に促進できる者を支援するための、知識・技能・システム等を開発する学問領域

スポーツ健康学研究科・修士課程

目的:高度専門的職業人の養成

スポーツコーチング領域

スポーツのパフォーマンスを科学的に向上させ、また、学校体育をはじめとするスポーツ教育を高度化するための学問領域

スポーツマネジメント領域

スポーツに関わる産業、政策、消費者行動、ジャーナリズム、メディア等の社会的要因を分析し、スポーツを高度にマネジメントするための学問領域

ヘルスプロモーション領域

発育・発達・老化や傷害・疾病予防等を科学的に解明し、生涯を通じた健康づくりを高度に促進するための学問領域

スポーツ健康学部

スポーツコーチングコース

スポーツビジネスコース

ヘルスデザインコース

大学院博士課程に関するアンケート調査のお願い (※2020.1 他大学結果)

大学院博士課程に関するアンケート調査を実施しています。ご回答は匿名で頂き統計的に処理しますので、ご迷惑をおかけすることは絶対にございません。以上の主旨をご理解頂き、率直なご回答とご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。
法政大学スポーツ健康学研究科

Q1 以下にご回答下さい

1.	性別	1. 男性 7名 2. 女性 2名															
2.	年齢	(23.5)歳 標準偏差=0.7440															
3.	最終学歴	1. 現在大学院修士課程に在籍中 100% 2. 現在大学(短大を除く)に在籍中 3. 大学卒業 4. 大学院(修士課程)修了 5. 大学院(博士課程)修了															
4.	あなたは「研究者」になることに興味がありますか。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">まったく興味がない</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">とても興味がある</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22.2%</td> <td style="text-align: center;">11.1%</td> <td style="text-align: center;">33.3%</td> <td style="text-align: center;">11.1%</td> <td style="text-align: center;">22.2%</td> </tr> </table>	まったく興味がない		とても興味がある			1	2	3	4	5	22.2%	11.1%	33.3%	11.1%	22.2%
まったく興味がない		とても興味がある															
1	2	3	4	5													
22.2%	11.1%	33.3%	11.1%	22.2%													

Q2 あなたは以下の学習分野のうち、どれに興味がありますか。

1.	あてはまるものを「すべて」選んでください。(〇はいくつでも)	1. スポーツ健康学系 55.6% 2. 体育学系 33.3% 3. 教育学 66.6% 4. 心理学系 33.3% 5. 政治学・政策学系 22.2% 6. 経済学系 7. 経営学・商学系 11.1% 8. 社会学系 33.3% 9. 地域研究系 10. 国際関係学系 11. 生活科学系 12. 環境・地球資源系 13. 理工系 14. 医学・歯学・薬学系 11.1% 15. 医療・福祉系 11.1% 16. 農・畜産・生物系 17. 法学系 18. 人文系(文学・哲学・史学・言語学) 19. 情報系 6.7% 20. その他
----	--------------------------------	--

Q3 あなたは以下のスポーツ健康学に関する学習分野のうち、どれに興味がありますか。

1.	あてはまるものを「すべて」選んでください。(〇はいくつでも)	[スポーツ医・科学] 1. スポーツ哲学 22.2% 2. スポーツ史 22.2% 3. スポーツ心理学 33.3% 4. スポーツマネジメント 44.4% 5. スポーツ教育学 55.6% 6. トレーニング科学 33.3% 7. スポーツバイオメカニクス 8. コーチング 55.6% 9. スポーツ・タレント 22.2% 10. 障害者スポーツ 33.3% 11. スポーツ社会学 33.3% 12. スポーツ環境学 11.1% 13. スポーツ文化人類学 14. スポーツ生理学 22.2% 15. スポーツ生化学 22.2% 16. スポーツ栄養学 44.4% 17. エネルギー代謝 22.2% 18. 運動とトレーニング 22.2% 19. スポーツ障害 11.1% 20. ドーピング [健康教育・健康推進活動] 21. 健康教育 33.3% 22. ヘルスプロモーション 22.2% 23. 安全推進・安全教育 24. 保健科教育 33.3% 25. ストレスマネジメント 26. 喫煙・薬物乱用防止教育 27. 学校保健 22.2% 28. 性・エイズ教育 29. 保健健康管理 11.1% 30. 保健健康情報 31. 栄養指導 32. 心身の健康 33.3% 33. レジャー・レクリエーション 11.1% [応用健康医学] 34. 生活習慣病 35. 運動処方と運動療法 33.3% 36. 加齢・老化 11.1% 37. スポーツ医学 11.1% 38. スポーツ免疫学
----	--------------------------------	---

Q4 あなたは以下について興味がありますか。それぞれについて最もあてはまるものを1つ選んでください。

		まったく興味がない				とても興味がある
1.	海外の体育スポーツ系の大学院での博士号(Ph.D)の取得 M=2.11 (SD=1.54)	1	2	3	4	5
2.	海外の体育スポーツ系以外の大学院での博士号(Ph.D)の取得 M=1.67 (SD=1.12)	1	2	3	4	5
3.	日本国内の体育スポーツ系の大学院での博士号(Ph.D)の取得 M=2.22 (SD=1.56)	1	2	3	4	5
4.	日本国内の体育スポーツ系以外の大学院での博士号(Ph.D)の取得 M=2.00 (SD=1.58)	1	2	3	4	5

→次のページへ進んでください。

Q5 あなたが大学院博士課程進学に興味があれば、その理由を教えてください。

1.	興味がある理由としてあてはまるものを「すべて」選んでください。(○はいくつでも)	1. 専門的知識をさらに高めたいから 33.3% 2. さらに高度で先進的な研究に取り組みたいから 33.3% 3. これまでの実践的活動で培った経験を理論的に整理し、確立したいから 22.2% 4. より大きな学術的成果を出したいから 11.1% 5. 大学の教員になりたいから 20.0% 6. 就職や業務遂行能力の向上に役立つと思うから 22.2% 7. 専門家として幅広いネットワークを持つことができると思うから 22.2% 8. スポーツ界の発展に貢献できると思うから 33.3% 9. スポーツ界に限らず、社会に貢献できると思うから 11.1% 10. その他 0.0%
----	--	--

Q6 あなたが大学院博士課程進学に興味があれば、その時期についてはどのように考えていますか。

1.	最も近いものを一つ選んでください。(○は一つ)	1. 1年以内の進学を考えている 11.1% 2. 3年以内の進学を考えている 11.1% 3. 5年以内の進学を考えている 11.1% 4. 時期は未定だが、大学院博士課程への進学を考えている 0.0% 5. 大学院博士課程に興味はあるが、進学するかは分からない 11.1% 6. 大学院博士課程に進学するつもりはない 66.7%
----	-------------------------	---

Q7 もし法政大学スポーツ健康学研究科に博士課程が新設された場合、あなたはどのように感じますか。

		まったくあてはまらない			おおいにあてはまる	
1.	あなたは法政大学スポーツ健康学研究科博士課程での博士号取得に魅力をととも感じる。 M=2.44 (SD=1.33)	1	2	3	4	5
		33.3%	11.1%	44.4%	0.0%	11.1%

Q8 もし法政大学スポーツ健康学研究科博士課程で以下を学ぶことができるとしたら、どれくらい魅力を感じますか。それぞれについて最もあてはまるものを1つ選んでください。

		まったく興味がない			とても興味がある	
1.	スポーツ・健康に関する高度な専門知識の修得 M=2.56 (SD=1.59)	1	2	3	4	5
2.	スポーツ・健康に関する高度な理論の修得 M=2.67 (SD=1.66)	1	2	3	4	5
3.	スポーツ・健康に関する高度な研究方法の修得 M=2.56 (SD=1.59)	1	2	3	4	5
4.	スポーツ・健康に関する高度な指導方法の修得 M=2.67 (SD=1.73)	1	2	3	4	5
5.	スポーツ・健康の分野のより高度な研究課題に取り組む能力の開発 M=2.67 (SD=1.66)	1	2	3	4	5
6.	スポーツ・健康の分野のより高度な実践的課題に取り組む能力の開発 M=2.67 (SD=1.73)	1	2	3	4	5
7.	スポーツ・健康の特性を活かした連携型の研究プロジェクトの展開 M=2.89 (SD=1.83)	1	2	3	4	5
8.	スポーツ・健康に関する国際的な研究活動の展開 M=2.67 (SD=1.73)	1	2	3	4	5

Q9 もし法政大学スポーツ健康学研究科に博士課程が新設された場合、あなたは進学したいと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

1.	法政大学スポーツ健康学研究科博士課程への進学希望 (○は一つ) M=2.93 (SD=1.22)	5. 進学してみたいと思う 0.0% 4. 条件が合えば進学してみたいと思う 22.2% 3. どちらともいえない 22.2% 2. あまり進学したいと思わない 22.2% 1. 進学したいと思わない 33.3%
----	---	---

Q10 「Q9で回答した理由」について、どのような内容でも構いませんので、自由にお答えください。

Q9(進学希望)の理由	別紙
-------------	----

Q9(進学希望)の理由(9名中1名は無回答)

「条件が合えば進学してみたいと思う」と回答した者

- ・働きながらも大丈夫であれば。
- ・領域と教員による。

「どちらともいえない」

- ・興味のある研究室があるか不明のため。
- ・条件が合えば考えてみたい。

「あまり進学したいと思わない」と回答した者

- ・進学を考えていないため。

「進学したいと思わない」と回答した者

- ・教員志望であるため。
- ・学校現場で働きたいと考えている。
- ・博士課程に興味が無いため。

大学院博士課程に関するアンケート調査のお願い

大学院博士課程に関するアンケート調査を実施しています。ご回答は匿名で頂き統計的に処理しますので、ご迷惑をおかけすることは絶対にございませぬ。以上の主旨をご理解頂き、率直なご回答とご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

法政大学スポーツ健康学研究科

Q1 以下にご回答下さい

1.	性別	1. 男性 2. 女性														
2.	年齢	()歳														
3.	最終学歴	1. 現在大学院修士課程に在籍中()年生 2. 現在大学に在籍中()年生 3. 大学卒業 4. 大学院(修士課程)修了 5. 大学院(博士課程)修了														
4.	あなたは「研究者」になることに興味がありますか。	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">まったく興味がない</td> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">とても興味がある</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	まったく興味がない					とても興味がある		1	2	3	4	5		
まったく興味がない					とても興味がある											
1	2	3	4	5												

Q2 あなたは以下の学習分野のうち、どれに興味がありますか。

1.	あてはまるものを「すべて」選んでください。 (○はいくつでも)	1. スポーツ健康学系 2. 体育学系 3. 教育学系 4. 心理学系 5. 政治学・政策学系 6. 経済学系 7. 経営学・商学系 8. 社会学系 9. 地域研究系 10. 国際関係学系 11. 生活科学系 12. 環境・地球資源系 13. 理工系 14. 医学・歯学・薬学系 15. 医療・福祉系 16. 農・畜産・生物系 17. 法学系 18. 人文系(文学・哲学・史学・言語学) 19. 情報系 20. その他
----	------------------------------------	--

Q3 あなたは以下のスポーツ健康学に関する学習分野のうち、どれに興味がありますか。

1.	あてはまるものを「すべて」選んでください。 (○はいくつでも)	[スポーツ医・科学] 1. スポーツ哲学 2. スポーツ史 3. スポーツ心理学 4. スポーツマネジメント 5. スポーツ教育学 6. トレーニング科学 7. スポーツバイオメカニクス 8. コーチング 9. スポーツ・タレント 10. 障害者スポーツ 11. スポーツ社会学 12. スポーツ環境学 13. スポーツ文化人類学 14. スポーツ生理学 15. スポーツ生化学 16. スポーツ栄養学 17. エネルギー代謝 18. 運動とトレーニング 19. スポーツ障害 20. ドーピング [健康教育・健康推進活動] 21. 健康教育 22. ヘルスプロモーション 23. 安全推進・安全教育 24. 保健科教育 25. ストレスマネジメント 26. 喫煙・薬物乱用防止教育 27. 学校保健 28. 性・エイズ教育 29. 保健健康管理 30. 保健健康情報 31. 栄養指導 32. 心身の健康 33. レジャー・レクリエーション [応用健康医学] 34. 生活習慣病 35. 運動処方と運動療法 36. 加齢・老化 37. スポーツ医学 38. スポーツ免疫学
----	------------------------------------	---

Q4 あなたは以下について興味がありますか。それぞれについて最もあてはまるものを1つ選んでください。

		まったく興味がない				とても興味がある
1.	海外の体育スポーツ系の大学院での博士号(Ph.D)の取得	1	2	3	4	5
2.	海外の体育スポーツ系以外の大学院での博士号(Ph.D)の取得	1	2	3	4	5
3.	日本国内の体育スポーツ系の大学院での博士号(Ph.D)の取得	1	2	3	4	5
4.	日本国内の体育スポーツ系以外の大学院での博士号(Ph.D)の取得	1	2	3	4	5

→次のページへ進んでください。

Q5 あなたが大学院博士課程進学に興味があれば、その理由を教えてください。

1.	興味がある理由としてあてはまるものを「すべて」選んでください。(〇は <u>いくつ</u> でも)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門的知識をさらに高めたいから 2. さらに高度で先進的な研究に取り組みたいから 3. これまでの実践的活動で培った経験を理論的に整理し、確立したいから 4. より大きな学術的成果を出したいから 5. 大学の教員になりたいから 6. 就職や業務遂行能力の向上に役立つと思うから 7. 専門家として幅広いネットワークを持つことができると思うから 8. スポーツ界の発展に貢献できると思うから 9. スポーツ界に限らず、社会に貢献できると思うから 10. その他 ()
----	---	---

Q6 あなたが大学院博士課程進学に興味があれば、その時期についてはどのように考えていますか。

1.	最も近いものを <u>一つ</u> 選んでください。(〇は <u>一つ</u>)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1年以内の進学を考えている 2. 3年以内の進学を考えている 3. 5年以内の進学を考えている 4. 時期は未定だが、大学院博士課程への進学を考えている 5. 大学院博士課程に興味はあるが、進学するかは分からない 6. 大学院博士課程に進学するつもりはない
----	---	--

Q7 もし法政大学スポーツ健康学研究科に博士課程が新設された場合、あなたはどのように感じますか。

		まったくあてはまらない			おおいにあてはまる	
1.	あなたは法政大学スポーツ健康学研究科博士課程での博士号取得に魅力をとても感じる。	1	2	3	4	5

Q8 もし法政大学スポーツ健康学研究科博士課程で以下を学ぶことができるとしたら、どれくらい魅力を感じますか。それぞれについて最もあてはまるものを1つ選んでください。

		まったく興味がない			とても興味がある	
1.	スポーツ・健康に関する高度な専門知識の修得	1	2	3	4	5
2.	スポーツ・健康に関する高度な理論の修得	1	2	3	4	5
3.	スポーツ・健康に関する高度な研究方法の修得	1	2	3	4	5
4.	スポーツ・健康に関する高度な指導方法の修得	1	2	3	4	5
5.	スポーツ・健康の分野のより高度な研究課題に取り組む能力の開発	1	2	3	4	5
6.	スポーツ・健康の分野のより高度な実践的課題に取り組む能力の開発	1	2	3	4	5
7.	スポーツ・健康の特性を活かした連携型の研究プロジェクトの展開	1	2	3	4	5
8.	スポーツ・健康に関する国際的な研究活動の展開	1	2	3	4	5

Q9 もし法政大学スポーツ健康学研究科に博士課程が新設された場合、あなたは進学したいと思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

1.	法政大学スポーツ健康学研究科博士課程への進学希望 (〇は <u>一つ</u>)	<ol style="list-style-type: none"> 5. 進学してみたいと思う 4. 条件が合えば進学してみたいと思う 3. どちらともいえない 2. あまり進学したいと思わない 1. 進学したいと思わない
----	--	---

Q10 「Q9で回答した理由」について、どのような内容でも構いませんので、自由にお答えください。

Q9(進学希望)の理由	
-------------	--

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

スポーツ系の学部・研究科の開設状況(2016(平成28)～2020(令和2)年度)

No.	開設時期	大学等	学部・研究科	学科・専攻	入学定員	専任教員数
1	2020年度 (令和2年度)	駿河台大学	スポーツ科学部	スポーツ科学科	200	26
2		広島国際大学	健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	70	9
3	2018年度 (平成30年度)	広島文化学園大学	人間健康学部	スポーツ健康福祉学科	120	19
4		九州産業大学	人間科学部	スポーツ健康科学科	80	14
5		九州共立大学大学院	スポーツ学研究科	スポーツ学専攻	5	20
6		日本ウェルネススポーツ大学	スポーツプロモーション学部	スポーツプロモーション学科	75	24
7		日本体育大学	スポーツマネジメント学部	スポーツマネジメント学科	145	14
8				スポーツライフマネジメント学科	110	12
9		東洋大学大学院	ライフデザイン学研究科	健康スポーツ学専攻	10	12
10	2017年度 (平成29年度)	平成国際大学	スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	100	15
11		中部学院大学	スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	80	15
12		日本福祉大学	スポーツ科学部	スポーツ科学科	180	23
13		久留米大学	人間健康学部	スポーツ医科学科	70	12
14		仙台大学	体育学部	子ども運動教育学科	40	12
15		流通経済大学	スポーツ健康科学部	スポーツコミュニケーション学科	100	36
16		朝日大学	保健医療学部	健康スポーツ科学科	120	23
17		日本体育大学	スポーツ文化学部	武道教育学科	100	11
18				スポーツ国際学科	100	10
19		京都産業大学	現代社会学部	健康スポーツ社会学科	100	12
20	大阪産業大学	スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	150	17	
21	2016年度 (平成28年度)	日本大学	スポーツ科学部	競技スポーツ学科	300	20
22		山梨学院大学	スポーツ科学部	スポーツ科学科	170	24
23		大阪成蹊大学	マネジメント学部 (2020年4月より経営学部)	スポーツマネジメント学科	90	12
24		札幌国際大学大学院	スポーツ健康指導研究科	スポーツ健康指導専攻	5	9
—	合計					401

※ 文部科学省ウェブサイト(学部等設置認可申請書類)及び各大学ウェブサイトの公開情報をもとに作成した。

※ 教員数は2020年5月1日又は2019年5月1日時点の内容。ただし、No.7,8,13,16,17,21は、学科・専攻別の教員数不明のため設置認可申請時の基本計画書より抜粋した。

スポーツ健康学研究科 研究倫理委員会要綱

2009/10/12 スポーツ健康学部教授会決定
2016/6/14 スポーツ健康学研究科教授会決定
2017/5/23 スポーツ健康学研究科教授会改訂
2018/1/23 スポーツ健康学研究科教授会改訂

(目的)

第1条 この要綱は、法政大学大学院スポーツ健康学研究科（以下「研究科」という。）が実施する人を対象とする研究に関し必要な事項を定め、研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを確保することを目的とする。「人を対象とする研究」とは、人または人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等（以下「個人の情報およびデータ等」という。）を収集または採取して行う研究をいう。ただし、ヒト ES 細胞を使用する研究、ヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究を除く。

(研究者の責務)

第2条 本研究科に所属する常勤・非常勤教員（スポーツ健康学部助教を含む）ならびに大学院生（研究生および研修生を含む）（以下「研究者」という）は、大学又は関連施設において研究を行う場合、研究倫理委員会に研究計画書を提出して承認を得なければならない。

(委員会の設置)

第3条 この要綱の目的を達するため、研究科に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の責務)

第4条 委員会は、研究科長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、研究倫理上の審査を行う。

- (1) 研究者から申請された研究計画に係る事項
- (2) 公表を予定する研究成果の内容に係る事項
- (3) その他研究科長が特に指示する事項

2 委員会は、必要と認めた場合、研究者に対し、研究計画の申請を求めることができる。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科教員 若干名
- (3) 学外または学部外学識経験者 若干名

2 前項第2号から第3号までの委員は、研究科の議を経て、研究科長が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第6条 前条第1項第2号から第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、研究科長がその任に当たる。

2 委員長は、委員会を招集し議長を務めるとともに、会務を主宰する。

第8条 専門の事項を調査、検討するため、委員会に、臨時に専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、委員会で協議のうえ、委員長が任命又は委嘱する。

3 委員会は、必要と認めるときは、専門委員の出席を求め、調査、検討事項の報告を受け、又は討議に参加させることができる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることはできない。

4 専門委員の任期は、当該研究計画の判定をもって終了する。

(審査上の留意事項)

第9条 委員会は、第4条第1項に定める審査を行うに当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 研究の対象となる個人の人権の擁護

(2) 研究によって生じ得る当該個人への不利益及び危険性

(3) 研究の対象となる個人(必要のある場合はその家族又は保護義務者)に理解を求め同意を得る手続

(4) その他委員会において、倫理上の配慮が必要であると認められる事項

(委員会の議事)

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

2 委員長は、必要があると認めるときは、申請者又は申請者が指名する共同研究者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員は、自己の申請に係る審査には、関与することができない。

(審査の判定)

第11条 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請に係る審査が急を要しかつ事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長又はその指名を受けた委員は判定することができる。委員長は、その結果を委員会に報告する。

3 審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

4 審査経過及び判定は、記録として保存し、原則として公表しない。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、当該研究の申請者及び研究の対象である個人の同意を得て、審査経過及び審査結果の内容を公表することができる。公表に当たっては、プライバシー及び研究のプライオリティを十分に配慮するものとする。

(予備審査)

第12条 委員会は、審査する研究計画ごとに、委員長が指名する委員(以下「担当委員」という。)において予備審査を行った上で、審査を行う。

2 予備審査の結果、担当委員が、研究計画が次のいずれかに該当し、委員会で審査することが適当でないと認めた場合は、委員会において審査を行わず、当該研究計画について見直しを求める。

(1) 倫理的または科学的見地から著しく妥当性を欠いている場合

(2) その他委員会で審査する水準に達していないと認められる場合

(審査)

第13条 予備審査の結果、担当委員が、当該研究計画が次のいずれかに該当し、これを承認すること

が適当であると認めた場合は、委員会が承認の決議をしたものとみなす。

(1)他の研究機関との共同研究であって、既に他の研究機関の倫理審査委員会において研究計画全体の承認を受けている場合。

(2)研究計画を変更しようとする場合で、その変更の内容が軽微なものであるとき。

(3)侵襲（研究行為により、対象者の身体または精神に、傷害または負担が生じることをいう。以下同じ。）を伴わず、介入（研究により、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因の有無または程度を制御する行為をいう。以下同じ。）を行わない研究である場合。

(4)軽微な侵襲を伴い、介入を行わない研究である場合。

2 前項の(1)から(4)に該当しない研究計画は、委員会において審査を行うものとする。

（審査の申請）

第14条 申請者は、研究倫理審査申請書（様式1号）を、委員会に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の申請がない場合においても、必要があると認める場合は、研究計画又は公表を予定する研究成果について、申請の提出を求めることができる。

3 委員長は、前2項に基づく申請について、速やかに委員会に諮問するものとする。

（判定の通知）

第15条 委員長は、審査終了後速やかに判定結果を研究科教授会に報告すると共に、直ちに当該申請者に対し審査結果通知書（様式3号）により通知するものとする。

2 前項の通知に当たり、審査の判定が第11条第3項(2)(3)(4)のいずれかに該当する場合は、審査結果通知書に理由等を記入しなければならない。

3 委員会の審査を経た研究計画の申請者は、委員会の求めに応じ、研究の経過及び結果について委員会に報告しなければならない。

（倫理審査証明）

第16条 委員長は、次の各号に掲げる目的のため請求があった場合は、委員会の審査結果に基づく倫理審査証明書等を発行することができる。

(1)学術雑誌等への投稿に際し、委員会の意見書等の添付を求められた場合

(2)研究材料等の入手に際し、委員会の同意書等の提出が必要な場合

（異議の申立）

第17条 第14条第1項による通知に対し異議がある場合は、申請者は、一回を限りに再審査を求めることができる。この場合、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、異議の根拠となる資料を添付のうえ、異議申立書（様式4号）を委員長に提出しなければならない。

2 前項の異議申立に係る再審査については、第4条第1項の審査に準ずる。

3 再審査に関し専門委員を委嘱する場合は、初回の調査検討を担当した委員以外の1名を加えるものとする。

4 委員長は、再審査終了後速やかにその結果を研究科教授会に報告すると共に、直ちに当該申請者に対し、再審査結果報告書（様式5号）により通知するものとする。

（研究計画の変更）

第18条 申請者は、研究計画を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告について必要があると認めるときは、当該変更に係る研究計画について改めて審査の手続きをとることができる。

(庶務)

第 19 条 委員会の事務は、スポーツ健康学部事務課において処理する。

(要綱の改廃)

第 20 条 この要綱の改廃には、研究科教授会の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に当たり必要な事項は、委員会の協議に基づき、研究科教授会が定める。

附則

1. 研究参加者への説明および同意書の確認には、様式 2 号を使用することを原則とするが、研究内容に応じて記載内容を変更できる。
2. 学部生が倫理審査を希望する場合について 学部生が指導教員のもとで行う侵襲を伴わない研究については、指導教員が研究内容及び倫理的な問題がないことを確認し、責任を持って研究を遂行する場合、倫理申請の対象としない。ただし、学部生の研究であっても、侵襲性の高い研究、学会発表のために倫理審査が必要な場合には、指導教員 が研究実施責任者として申請をしなければならない。なお、学部生本人は、研究実施者として計画書 に記載する。